

会 議 記 録

会議名称	平成 23 年度第 2 回 杉並区外部評価委員会（第 1 日）
日 時	平成 23 年 7 月 29 日（金）午後 1 時 00 分～午後 4 時 53 分 （休憩：午後 2 時 11 分～午後 2 時 13 分） （休憩：午後 3 時 00 分～午後 3 時 09 分） （休憩：午後 4 時 02 分～午後 4 時 05 分）
場 所	中棟 5 階 第 3・第 4 委員会室
出席者	委員 山本、吉川、奥、田淵、岩崎 区側 副区長、政策経営部長、行政管理担当部長、都市整備部長、 環境清掃部長、教育委員会事務局次長、企画課長、財政課長、 行政改革担当副参事、住宅課長、高齢者施策課長、 介護保険課長、保健福祉部副参事（高齢者施設整備担当） 環境課長、環境都市推進課長、学務課長、 教育委員会事務局統括指導主事、済美教育センター副所長
配布資料	・平成 23 年度 杉並版「事業仕分け」事務事業等の外部評価
会議次第	1 開会 2 副区長あいさつ 3 各委員あいさつ 4 議事 （1）高齢者住宅 （2）太陽光発電機器等設置助成 （3）すぎなみ環境情報館 （4）教職員研修所 5 まとめ 6 閉会

○行政改革担当副参事 定刻となりましたので、これより外部評価委員会を開会いたしたいと存じます。

本日また明日につきましては、昨年度に引き続いて実施いたします事務事業等の外部評価、杉並版「事業仕分け」として開催いたすものでございます。

私は、本日、司会をさせていただきます政策経営部行政改革担当の伊藤と申します。よろしくお願ひいたします。

まず、開会に当たりまして、松沼副区長からごあいさつ申し上げます。

○副区長（松沼） 本日から明日にかけて、昨年度に続きまして、杉並版「事業仕分け」というふうに銘打っておりますが、今年度の事務事業等の外部評価を行っていただくことになりました。日頃から、外部評価委員の皆様方には、毎年毎年さまざまな視点、外部の有識者の視点から、貴重なご提言をいただいております。本当にありがとうございます。御礼申し上げたいと思います。

昨年に続いて2回目ということでございます。昨年につきましては、さまざまなご提言、評価をいただいて、それについては可能な限り今年度の当初予算に反映をさせていただくということで、また、引き続き検討を行った事業もございますが、昨年の検討につきましては、本当に貴重なご提言をいただいたと考えております。

今年につきましては、7事業ということもございますけれども、現在、検討しております総合計画の策定の際、貴重な参考になるだろうというふうに思っておりますので、ぜひ、今日、明日と、2日間、長時間にわたるご検討になろうかと思っておりますが、そこでの検討結果につきまして、私たち行政としても十分その真意を酌み取って、そして今後の行政計画の策定に結びつけていきたいというふうに思っています。

まことに簡単ではございますが、今日、明日という、この天候もあまりよろしくなくて、少し蒸し暑い状況が続きますが、その中でも、いろいろ、さまざまな面でご苦勞もあろうかと思っておりますが、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

○行政改革担当副参事 続きまして、外部評価委員会、会長よりごあいさついただきたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

○会長 会長をしております、〇〇でございます。昨年に引き続きということで、今、副区長様の方からお話がありましたが、我々外部評価委員として、あくまでも事務事業等の見直し等に資するということございまして、当然この結果は総合計画等に資することが望ましいわけでございますが、そういった観点も含めまして、区民の方にも今日ご参加し

ていただいていますので、区政を我々外部者が見た場合にどういう問題点があるのか、あるいは、質的にどういったことを改善すれば、より予算が有効に使えるようになるのかということについて、我々なりに新たな視点を提示していきたいというふうに考えております。

昨年よりは、現時点においては区民の方のご参加が若干少ないようでございますが、我々としては真摯に、むしろ政策面において、より深掘りができるようなことを、この事務事業、7事業でございますが、それが広がりを持った他の施策であるとか政策においても参考になるような視点というのを提示していきたいと。それについて、また区民の方もそういった視点についてお考えいただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○行政改革担当副参事 はい。ありがとうございます。

続きまして、本日ご出席いただいております外部評価委員会の委員の皆様、それぞれ自己紹介をお願いしたいと存じます。

じゃあ、○○委員の方から、よろしいでしょうか。

○委員 皆様、こんにちは。首都大学東京の○○と申します。去年に引き続き、外部評価委員として、この事業仕分けをさせていただきます。

先ほど松沼副区長の方から、杉並版「事業仕分け」と銘打ってというふうにお話がありましたが、何をもちって杉並版というのかということについては、去年もちょっと悩んでいたところでもありますし、今年もまた、そのあたりも心に留めながら、杉並区としての事業仕分けのオリジナリティーといひますか、意義をどこに見出すのかということもまだ模索中ですけれども、先ほどの会長のお話にもありましたように、できる限り今後の政策に対して何らか資するところがあるような、そういう視点を打ち出していければいいなというふうにおもっております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員 公認会計士の○○といひます。税収が非常に減っている中で、コストと効果という面を重視して、評価していきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○委員 ○○でございます。よろしくお願ひします。

今、県立広島大学といひて、広島にあります大学の教員をやつていまして、経営とか経済を教えておられますが、もともと東京におりましたので、杉並区とかあるいは東京都庁とかいろんなおつき合ひがありまして、それで、今、評価とかこういう仕分けにタッチさせていただいておられます。

長く見ているという意味では、杉並の評価制度というのは、結構全国で見ても非常によくできた評価制度だと思っていますし、そういう中で、ぜひ、これからこういう杉並の方式をできるだけブラッシュアップしていけたらいいなと思っています。よろしくお願いいたします。

○委員 こんにちは。三菱総合研究所の〇〇と申します。

私は、地方自治体の行政評価の実施支援や外部評価に関わらせていただいています。そういう関係で、杉並区からもお声をかけていただき、昨年度もこの杉並版「事業仕分け」に参加させていただいています。その経験、知見を、少しでも杉並区民のみなさまの、満足向上に役立てることができればと思っています。よろしくお願いいたします。

○行政改革担当副参事 はい。ありがとうございました。

ここで、松沼副区長につきましては、公務がございますので退席ということで、お願いしたいと存じます。

○副区長（松沼） ひとつよろしくお願いいたします。

（ 副区長、退室 ）

○行政改革担当副参事 それでは、委員会を進めてまいります。それでは、所管部門の説明員の方、お席の方にお移りください。

本日の進行でございますけれども、2日間かけて7事業あるうち、本日は4事業を予定してございます。進行は、概ね1事業につきまして50分程度というふうに予定してございます。説明者からの事業の説明は10分程度行いまして、その後、質疑等を行い、評価の取りまとめをお願いしたいと存じます。その後、説明員の入れ替え等もありますので、休憩等を入れながら、終了時間は午後5時を予定しているところでございます。

それでは、最初の事業でございますが、高齢者住宅につきまして始めてまいります。

なお、ここからは会長に進行をお願いしたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

○会長 はい。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の最初の案件であります「高齢者住宅」ということにつきまして、担当課の都市整備部住宅課の方から、今お話がありましたとおり、10分ないし15分を目安にご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○都市整備部長 杉並区の都市整備部長の上原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。主に都市計画や住宅に関することを担当してございます。

私から、本日の説明員のご紹介をさせていただきたいと存じます。

まず、都市整備部住宅課長の小峰でございます

○住宅課長 小峰でございます。よろしくお願いいたします。

○都市整備部長 それから、高齢者施策と大変関係がございますので、保健福祉部高齢者施策課長の田部井でございます。

○高齢者施策課長 田部井です。よろしくお願いいたします。

○都市整備部長 同じく、保健福祉部副参事（高齢者施設整備担当）の伴でございます。

○高齢者施設整備担当副参事 伴です。よろしくお願いいたします。

○都市整備部長 保健福祉部介護保険課長の原田でございます。

○介護保険課長 原田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○都市整備部長 ご紹介は以上でございます。

早速ご説明に入らせていただいておりますか。

○会長 どうぞ、お座りになって。

○都市整備部長 では、住宅課長の方からご説明を申し上げます。

○住宅課長 それでは、高齢者住宅につきましてご説明いたします。

資料は5ページから11ページでございます。冒頭、大変恐縮でございますが、資料の訂正をお願いいたします。

7ページの一番上の段の(1)、主な取組みの高齢者住宅賃借料の規模が「281戸」となっておりますが、これは誤りで、「298戸」でございます。ご訂正ください。申し訳ございません。

それでは、説明に入ります。

シート1。まず事務事業の見直しの目的をお話しします。

現状の高齢者住宅「みどりの里」を、介護が必要になっても安心して地域で暮らすことができる新たな高齢者住宅を提案し実施していくこと、これが目的でございます。

本日の説明の段取りにつきましては、右側のシナリオをご覧ください。まずは、高齢者住宅施策の現状、次に課題、最後に今後の展開ということで、新たな高齢者住宅のモデルを提示して、効果と検討課題を明らかにいたします。

シート2。現在の高齢者住宅施策でございます。資料の方は9ページの項目3ですね。こちらに該当いたします。資料の上の左右に並んでいる囲みの部分でございます。

当課では、公営住宅を活用した施策、並びに民間アパートを活用した施策に取り組んで

おります。まず、公営住宅を活用した施策については、これは「みどりの里」の運営でございます。詳細は次のシートでご説明いたします。

民間アパートを活用した主な施策は、高齢者の民間アパートの入居の実態を見ますと、入居後のリスク、例えば事故だとか病気だとか、火の不始末、家賃の滞納などを懸念して、入居がしづらくなっております。そのため、区では民間アパートへの入居を円滑にする事業を実施しております。例えば、画面の一番下、枠の2に記載してございます「家賃等債務保証会社のあっせん」。これは連帯保証人がいないだとか、滞納家賃が生じた場合に、一時的に債務を肩代わりする制度などを実施しております。

シート3。資料の8ページの項目2でございます。「みどりの里」のストック状況でございます。

表の左側の14団地は、民間から20年の計画で借り上げている住宅、右側の2団地、これは区が所有している住宅でございます。サービス水準は非常に高く、バリアフリー化仕様、いざという時の緊急通報設備、生活協力員の配置。生活協力員というのは、みどりの里に住み込み、または通いで入居者の安否確認や生活相談を行う管理人のことで、このような生活支援機能がついた高齢者住宅でございます。見直しの趣旨は、画面右下の赤枠に記載してございます、民間借り上げ型の高齢者住宅を、契約期間満了に際してオーナーにそのまま返却するのではなく、サービスの充実を図りながら、新たな形で高齢者住宅を継続していくと、そのようなことでございます。

シート4。次に事業収支でございます。これは画面をご覧ください。過去3か年の「みどりの里」の運営に関わる経費でございます。

平成22年度で申し上げますと、支出は約5億3,185万7,000円。これに対する収入でございますが、収入とは入居者からの使用料と補助金の合計で、1億3,815万6,000円。支出を収入で割り返すと、約3.85倍、すなわち収入の4倍の経費がかかっているという財政構造になっております。

シート5。高齢者住宅を巡る2つの現状についてでございます。資料の方は、8ページの項目1でございますが、表形式にまとめてありますので、画面をご覧ください。

まず一つ目は、表の左側、杉並区の高齢化の現状でございます。家族や地域の支え合いが希薄化する中で高齢化が進行し、特に一人暮らし高齢者が増加しております。それと高齢化の進行に伴って、要介護高齢者が増加していること。すなわち介護ニーズが増大しているという現状でございます。

次に、表の右側、こちらは高齢者の住まいの現状でございます。これまでの高齢者の住まいは、介護が必要になったとき、在宅か特養をはじめとした介護施設かの二者択一がほとんどでございました。しかし、高齢者の住宅ニーズは多様化しております。例えば、特養に入所するまでには至らないが、困ったときには支援を受けたいなどの需要が増大しております。しかし、それに見合った「住宅と施設の間道的な住宅」が不足している。このような現状にあります。この中でも当課で特に着目したのは、着眼点として記載してある、要介護になっても地域で暮らしたい、という高齢者の地域居住意識が高いという点でございます。そこで、住宅施策としては、施設か在宅かの二者択一から、今は元気だが困ったときには支援が受けられる、新たな高齢者住宅が必要であると判断したわけでございます。

シート6。これは資料では10ページでございます。この中のサービス付き高齢者住宅とは一体何なのかということでございますが、画面の中の「サービス付き高齢者住宅の条件」をご覧ください。これは一番下の青囲みの部分でございます。

まず、赤い丸でございますが、これは現状の「みどりの里」が現在提供しているサービス内容でございます。バリアフリー化、住戸面積が25㎡以上、緊急通報装置の設置、日常的な安否確認や生活相談、この四つの機能を備えております。この四つのサービスが備わっておりますと、高齢者優良賃貸住宅としての基準を満たすこととなります。高齢者優良賃貸住宅というのは、高齢者専用住宅の中でも特に施設やサービスレベルが高く、国や東京都から改修費や家賃補助が支給されるという制度でございます。「みどりの里」の最大のメリットは、現状でも多大な改修費をかけずに高齢者優良賃貸住宅の水準に達していること、これがメリットでございます。一方、欠けている点は、三角マークがついている24時間対応できる介護サービスが、現状では備わっていないことでございます。

シート7。こちらは、資料でいう10ページのイメージ図に該当するところです。今後の「みどりの里」の目指す目標像です。

基本コンセプトとしまして、一つには、要介護になっても安心して地域で暮らせる住まいを提供すること。二つ目は、既存入居者の居住の安定化を確保すること。これは、現在お住まいになっている入居者の居住は引き続き確保することで、そのため、既存入居者が退去した後に、徐々にサービス付き住宅の顧客を入居させていくということでございます。施設ではない「住宅」としての自由な空間の確保、運営形態は民間事業者によるきめ細かな介護サービスの提供、それと施設運営の効率化、これらを柱としまして事業計画を立てているものでございます。

シート8。これはサービス付き高齢者住宅の位置づけでございます。

要介護高齢者を対象としますが、住宅でございますので、介護度は比較的軽い方を対象とし、また、現状よりもサービス水準が高くなるため、家賃の面では多少高くなる、そのようなことを表した図でございます。

シート9。次に収支計算でございます。資料は11ページの項目6になります。和田みどりの里の収支計算（試算）とあるところでございます。

画面は、この収支計算を行うに当たっての前提条件でございます。24年度に転換予定の「みどりの里」は、和田と松庵でございますが、この表は、「和田みどりの里」の方でございます。上から三つ目の大きな黒い丸をご覧ください。この「和田みどりの里」は、建設当時、国・都からの補助金の制度自体がなくて、現在、補助金なしで運営しております。家賃補助なしで運営しているのは、借り上げ型の「みどりの里」14団地のうち、この「和田みどりの里」だけでございます。そのため、高齢者優良賃貸住宅に転換することで、補助金の支給対象となり、その面でも収支の改善が期待できるということでございます。一番下の黒い丸、「転換後の収支」のところでございますが、その小さなポチの上から3行目の家賃について、家賃についてはまだ具体的には算定してございませんが、東京都におきまして、サービス付き高齢者住宅のモデルが示されております。その額を算定として、管理費を含めて、月額8万5,000円と、仮に想定いたしました。なお、補助金は上限で1戸1月4万円となります。あと、事業費については、平成22年度の当該団地の事業予算をそのまま計上させております。介護サービスは入居者の自己負担、原則1割の負担となっております。

このような前提条件で計算いたしますと、シート10、資料は11ページの収支計算表でございますが、「和田みどりの里」につきましても、当初は補助金効果が大きいんですが、年間約2,000万円の収支の改善が図れる。一方、今でも補助金をいただいている「松庵みどりの里」については、約400万円の収支の改善が見込まれると、このような試算結果になります。

シート11。最後に、効果分析と課題でございます。資料は11ページの項目7に該当いたします。画面をご覧ください。

効果といたしましては、一つに、介護サービスを提供することで、サービスの向上が図れる。2点目は、補助金の活用や民間事業者による運営による経費の削減。3点目は、民営化することで、今後、地域的なサービス展開が可能になることです。

一方、課題でございますが、これは高齢者優良賃貸住宅に転換して、介護サービス付きの事業運営となるため、管理費を含めた家賃が、市場家賃よりは低いですが、現状の高齢者住宅の家賃よりは高くなります。そのため、低所得者向けの高齢者住宅の確保について検討していかなければならない。この点につきましては、画面の一番下の囲みの中で記載してございますが、検討の方向性といたしましては、現在、区が所有している「みどりの里」、この2団地は、引き続き低所得者向けの高齢者住宅として運営していくことを検討する。都営住宅の移管対象は、シルバーピアを優先的に対象としていくことを検討していくと。

それと、課題の二つ目は、民間の事業運営に対して、区の方でチェック体制をつくって、しっかりと入居者の居住の安定を図っていく。これらの課題につきましては、今後しっかりと計画化して、対処してまいりたいと考えております。

雑駁ではございますが、当課からの説明は以上になります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

それでは、最初に、私、ちょっとわからなかったことだけをまず確認させていただいて、各委員の方からご意見をちょうだいしたいと思うんですが。

現状の「みどりの里」の、いわゆる高齢の低額所得者という定義は、どういう方が資格要件になっていて、応募倍率が非常に高いということはこの評価シートにも書いてあるんですが、どういう条件を満たせば応募資格があるのかということと、現在お住まいになっている方で、かなり介護サービスも受けておられる方ももう既におられるのかどうか。2点について、ちょっと教えていただきたい。

○住宅課長 はい。まず、みどりの里の入居者資格でございます。単身高齢者と高齢者の二人世帯が対象となっております。年齢は基本的に65歳以上となっております。それと、所得制限というのがございまして、月額15万8,000円以下の方。それと、住居資格で、引き続き区内に2年以上お住まいになっている方というようなことが条件でございます。

それと、要介護者ということで、介護サービスを使っている方は大体4分の1おります。概ね100世帯の方が要介護者ということになってございます。

○会長 そうですか。先ほどおっしゃった所得というのは、結局、収入ということですね、正確に言えば。

○住宅課長 はい。

○会長 はい。

それで、もう一つ、ちょっとわからない点は、結局、民間所有のものを仮に20年で借り上げておられるということですが、この事業費のほとんどは多分賃借料だと思うんですが、相場といいましょうか、これはどういう水準で決まっているんでしょうか。

○住宅課長 はい。今現在、借り上げ型の「みどりの里」の1カ月の賃借料というのは、平均で1戸当たりひと月、約11万5,000円でございます。これはもう、民間の賃貸借契約と同じでございますので、当初、オーナーさんと結んだ賃借料を基準にして、2年ごとに見直しを行っております。見直しについては、地価の上昇だとか地代の変動、それに合わせて改定することとしています。

○会長 いや、なぜそういうことをお尋ねしたかというのは、民間の所有者の方に対してどのようなメリットがあるのかとか、税制上の措置があるのかとか、あるいは、逆に言うと、こういう区の目的のためにお使いいただくわけですから、それなりに一般的な相場よりも安い賃借料で借りられないかとかどうか、そういうことを素朴に思ったものからです。他の委員の方からご質問があるかと思うんですが、例えば、こういう一定規模の大きなマンションか何か作った場合にこういうことをやれば、何か規制を緩和して、こういうスペースを設けることにして安く手に入れるとか、そういうことをやっているところもあると思うんですが。そういうことをちょっと考えたもんですから。お答えはまた後でいいと思うんですが、大体、状況はわかりました。

それでは、他の委員の方からご質問なりご意見を、まず、頂戴したいと思います。どうぞ。

○委員 まず、6ページの表がありますよね。それでちょっと事実関係をお聞きしたいんですけど、まず活動指標(1)で、公営住宅管理戸数374とありますよね。22年度ですね。それで、成果指標(2)というのは入居者ですね。これが404人ということは、ほとんど単身ということなんですかね、これを見ると。事実関係はどうですかね。

○住宅課長 はい。大方、単身向けの住宅でございます。

○委員 それからもう一つ、22年度の活動指標で、使用料収納額が約7,500万円。これに対して受益者負担が9,400万円ですが、20年度も21年度も大体同じなだけで、どうして22年度だけが、受益者負担だけが多いんですかね。何か不思議な感じがするんですけど。同じだと思うんですけど。例えば、20年度も21年度も同じですよ、使用料収納額と受益者負担額って。どうして22年度だけ2,000万ぐらい受益者負担が多くなっているのか、ちょっと、原因が何だろうと思って。

○会長 わかりますか。使用料が上がったんですか。

○住宅課長 少々お待ちください。

○委員 同じですよ。

○住宅課長 実は算定の仕方の問題で、22年度は、受益者負担額に、家賃のほかに共益費とか管理費を加えた形で算出してございます。21年度以前は共益費と管理費については別枠で計上しましたので、数字が増えた形となっています。

実質的には、受益者負担額に大きな変動はございません。

○委員 じゃあ、受益者負担分には、何だっけ、今の。

○住宅課長 共益費。

○委員 共益費も入ったということ。

○住宅課長 はい。入れたということでございます。

○委員 上の使用料収納額は入っていないということですね。

○住宅課長 そうでございます。

○委員 わかりました。

○会長 よろしいですか。

○委員 ええ、いいですよ。

○会長 どうぞ、〇〇委員。

○委員 コストのところで、質問させてください。委託費ですけれども、22年度から23年度の計画がかなり上がっていますよね。22年度計画よりも実績は下回っているにもかかわらず、23年度の計画でこれだけ上がっている理由は何か、教えていただけますか。

○住宅課長 区においては、大規模な修繕、例えば外壁塗装だとか屋上舗装だとかを20年間の計画を立てています。年度によっては大規模な修繕が重なってしまいますので、そのことによります。

○会長 よろしいですか。

○委員 よろしいですか。

○会長 いや、ちょっと、〇〇委員が。

○委員 いいですよ。

○会長 じゃあ、先に。

○委員 金額のお話ですか。

○委員 いや、そうじゃない。

○委員 いいですか。

○会長 どうぞ。

○委員 ちょっと、全体のスキームについてもう一度確認させていただきたいんですけども、そもそも今まで「みどりの里」というのは、住宅に困窮する低額所得の高齢者向けの住宅として供給されてきたということなんですけれども、それを介護付きにすれば家賃が当然上がる。その場合に、必ずしも低所得者の高齢者は入居できないような状況になってしまうという場合に、低所得者向けの住宅供給という看板は、ある意味半分下げて、看板を下ろすということなのか、それとも、先ほどの民間の借り上げ分については、とりあえず24年度で契約終了する二つの「みどりの里」については、介護付きの方に換えていくということだったんですが、ですから、もう少し長期的なスパンでの見通しをお伺いしたいんですね。民間借り上げはすべてそういった介護付きにしていくということで、あとは区所有の2団地と、プラス、都営住宅のシルバーピアですか、そちらの方を低所得者向けというふうに考えるのか。その辺の切り分けをもう一度明確に示していただきたいということ、その場合に、今、既に現状でも二、三十倍の応募率があるわけですよ。ですから、やはり低所得者向けの住宅に対してのニーズはかなり高いんだろうというふうに推測できるんですけども、そういったニーズをできるだけ充足していこうという姿勢が、ちょっとご説明からはあまり感じられなかったんですけども。ですから、介護付きにせよ、低所得者向けにせよ、今後の供給見通しというんでしょうか、そのあたりをもう少し具体的な数字として挙げていただけるとありがたいなと思います。

○住宅課長 はい。まず、高齢者優良賃貸住宅を活用することで補助金が活用できるということで、試算では、東京都の例を参考にして、家賃を月額5万7,000円、管理費を2万8,000円で8万5,000円と仮に設定しております。実際、補助金を使いますと、4万円ぐらいマイナスになります。そういたしますと、家賃は1万7,000円で管理費は2万8,000円と。ですから、急に家賃が上がるというわけではなくて、当然、低所得者も入れるぐらいの水準に抑えたいと、そのように考えております。

今後の高齢者住宅の運営については、借り上げ型については、契約期間の満了ということもございまして、この際、ケア付き住宅に転換していく。それと、区所有型については、引き続き現状通りの家賃での運営をしていく、このように考えています。

また、都営住宅の移管については、東京都との交渉の中で、シルバーピアを優先的に受け入れていくことも併せて検討していきます。

○委員 転換すると、現在住んでいる人は、入れ替えとか何かやるんですか。また再募集するとか。

○住宅課長 はい。一番、頭を悩ましたところはまさしくその点です。転換といっても、既存入居者の居住の安定をまず図らなければいけない。そのため、既存入居者の方には、現状の家賃水準で、引き続き居住していただいて、退去した後に、新しいサービスの顧客を入居させていくことを考えております。計画自体も5年以上の中期的なスパンで、ソフトランディングさせていく、そのような考えでございます。

○委員 じゃあ、現在住んでいる人は、希望すればそのままということですね。

○住宅課長 はい。

○委員 それから、もう一つなんですけど、介護サービス付きというけどね、現状だって、別に介護サービスを頼めば、来てくれますよね。介護サービスは、また介護保険の適用で、そこから収入を得ますよね。だから、別に介護サービスがただというわけじゃないですよ。この介護サービス付きという意味がよくわからない。常に介護する人がその辺にいるのかとか、どういうことなのか、よくイメージがわからないんだけどね。

○住宅課長 申し訳ございません。説明が不足していました。一番大事なポイントになるところですが、介護サービスの内容は、法律が改正されて、24年4月1日から、短時間訪問型巡回サービスというのが新設されます。このサービスは、今現在の滞在型のサービスが、1日に、1時間とか2時間とか、まとまった時間の中でサービスを集中的に行いますが、新設されるサービスは、例えば15分だとか30分間など、夜間を含めて、必要なときに必要なサービスを短時間で、複数回、提供するものです。

それと、在宅サービスと異なるのは、やはり老老介護など支える側の負担を軽減させるということです。

○委員 じゃあ、今の介護サービスとの違いは、ただ巡回だけがつけ加わるということかね。そういうことですか。

○住宅課長 ええ。外付けサービスになります。みどりの里の中に、事業者が事務所をつくって運営するのではなくて、事業者の本拠地から、派遣していただくことになります。

○委員 そういう介護サービスは、現在でもあるんじゃないですかね。現在とどう違うのか。だから、巡回だけが違うのかと思って。どこが違うのか、さっぱり、よくわからないんだけどね。

○住宅課長 はい。確かに、夜間訪問サービスというのがございます。これはナースコー

ルで、通報があれば、必要なときに職員が訪問します。

このような既存サービスを使うか、あるいは新しいサービスを使うかは、入居者が選択できるようにしたいと考えております。

○委員 その新しいサービスって、だから具体的に何ですか。さっき言った巡回だけなのかね。新しいサービスとおっしゃいますけど。

○住宅課長 今現在、国の方でも高齢者の住まい法を改正いたしまして、このサービス付き高齢者住宅に力を入れております。そのために新たに加わったサービスが、この24時間の巡回訪問サービスで、今までは1時間とか2時間というくくりで集中的に介護サービスを供給していたのを、今度は15分とか30分だとか、短時間で、夜間を含めて、必要なときに必要な訪問サービスが受けられる形になります。1時間とか2時間の滞在型では、24時間の介護サービスを提供することはできません。この点が新しい内容です。

○委員 それじゃ、現在、介護サービスを受けていない人がいますよね。そういう人は受けられないということだね、別に。

○住宅課長 要介護認定を受ければ、受けられないということとはございません。あとは、本人の意思に基づいてということになります。

○会長 ○○委員とか今の○○委員の話でも一番気になっていましてのは、この404名の方に対するサービスですね。それがさらに介護サービス付き高齢者住宅というのが提案されているんですが、結果的に応募倍率が20倍とか30倍あるということは、資格が同じような低額所得の高齢者に対して、ほんの一部の方だけが、逆に言うと受益を受けておられる。要するに、区税とか、都税であるとか、国民の税金でかなり賄ったサービスを受けられる方は、5%程度ということですね。それが、たとえ今度サービス付き高齢者住宅をお造りになったところで、少し都とか国の補助金が入るから、確かに区の持ち出しは減りますが、区民のそういう一定の低額のハンディキャップがあるような方に対する高齢者住宅施策としてどうあるべきかという議論をしないとならないですね。転換されることは私は大賛成でいいことだと思うんですけど、それがないので、はっきり結論的に言うと、判断つきかねるし、こんなことを議論してもしょうがないんじゃないかなというのが正直なところなんです。方向性はいいでしょうと。だから、結局20倍、30倍のニーズに対して、もっと区の財政支出が少なくて、なおかつ満足できるようなサービス供給方式というのがないのかということをお考えない限りにおいては、高齢化がどんどんどんどん進んでいくわけですから、意味がないような気がするんですよね。そうすると、事務事業の外部評価でなくな

って、政策評価になっちゃうんですけども。そこら辺については、何か、区の方のお考えはありますか。

○住宅課長 はい。今、会長がおっしゃられた内容は、私どもも検討した上で、この計画を出させていただいています。

○会長 ですよ。

○住宅課長 基本的には、区のストック、今、公営住宅、1階部分を高齢者、障害者専用枠として当選率を高くするだとか、あと、いろんなほかの施策といたしまして、緊急時に、例えば立ち退きだとか災害に遭われたときに、民間アパートを借り上げていますので、そちらへの入居、それとあと、バリアフリー化で資金が必要な場合は融資の制度だとか、いろいろ、さまざまな施策を組み合わせ、需要に近づけるような努力はしています。

○会長 いや、需要のことではなくて、要するに同じような境遇で所得も少ない人において非常に不公平感があるということと、高齢者一般についていろいろなメニューをそろえて対応されているということとは、また別の問題だと思うんですね。ですから、それについての基本なお考えがないと、この移行は、逆に言うと、サービス付き高齢者住宅をどの程度整備する方がいいのかという問題と、強いてこの事務事業に関連させればそういう議論になるものですから、お尋ねしているわけです。質問の意味はわかりますか。

○住宅課長 はい。平成22年末の数字でございますが、特別養護老人ホームの待機者数というのが約1,800人おります。その中で、要介護度1あるいは2などで、比較的介護度が低くて、例えば、在宅でサービスを受けたいだとか、そういう方もおります。その方の需要を計算いたしますと、大体400人という数字になります。それで、今借り上げ型の「みどりの里」のストックというのは14団地で298戸。それで、先ほどもちょっとご案内したんですけども、現在、国の方でも力を入れている制度ございまして、今後、民間事業者が多数、参入してくる分野でもございます。そのような状況から、住宅需要は補われていくのではないかと考えております。

○会長 今のお話ですと、要介護度1や2についてはそれでいいと思うんですが、現に今現在お住まいの方は、要するに要介護度にかかる方は4分の1程度ということですから、現在、既にそういうパブリックなサービスを受けておられる方の潜在的な層は、400掛ける20倍おられるわけですから、それに対する政策なり事務事業をやめるという判断であれば、今のお答えは非常に的確だと思うんですけど、先ほど来のお答えを聞いていますと、そうでもないわけですよ。ですから、そこら辺はどういうお考えなんだろうかとというのが、

私としては確認しておきたいところなのですが。多分多くの委員の方も同じ意見だと思うんですが。意味はわかりますか。たびたび何かしつこいことを聞いているようですが、どうもすれ違いがあるように思いますものですから。

○住宅課長 はい。私どもは三つの観点からこの計画を考えております。一つは区民福祉の向上、二つ目は既存ストックの有効活用、三つ目はコストの削減、この三点から本計画を考えております。そして、高齢者の住まいに対する需要は多様化しておりますので、このようなサービス付き高齢者住宅が必要であると判断したわけでございます。

○会長 うん。いや、それも重要なんですよ。ですから、現在この高齢者住宅でサービスを受けておられて、それに対するニーズがその20倍あるわけですから、それに対するサービスをやめて、新しく介護付き、必要な人に対応するものとして、サービス付き高齢者住宅を提案されていて、そこを少し増やすということは全く問題ないと思うんですが、そうすると、現在のそういうニーズについては、区としては、それはもう、将来的には徐々に手を引くんだというのであれば、それは一つの考え方で私はいいと思うんですが。そこら辺がはっきり見えない中で、じゃあ、じわじわと、現在おられる方は引き続きお入りいただいて、徐々にサービス付き高齢者住宅の方に移行しますよということだけでは、いろいろなニーズのある高齢者に対する住宅サービスとして、どこまで区として責任を持つのかということは、もう少し明確なお答えがないと、わからないと思うんですが。

○委員 なぜわかりにくいかというと、都からの補助というのが最初からあったとき、そもそも東京都の補助の制度趣旨というもののご説明がないから。もともとこの民間借り上げ型というのは、もっと広い意味では、建設省の民間優良借上住宅とかいうのがありましたよね。そういう補助制度があってスタートしたんだと最初は思っておっていたら、この収支を見たらそれがないですね。また、東京都が始めたというのは、どういう制度趣旨で始めたのかというご説明がないから。それに乗っかってやったのか、あるいは東京都の制度よりも先にやったのかのご説明がない。つまり、三つの政策主体が関わっていて、多分、後から出てくるのは国交省のつまり補助制度と、もしかしたら厚労省のがあるかもしれないですね。借り上げ住宅というと、普通、理解するのは、国交省の制度だと思っちゃうわけですね。ところが、どうもその辺の説明がないけれども、今度出てくるサービス付きのは厚労省でしょ、多分。

○住宅課長 国交省でございます。

○委員 国交省なんですか。

○住宅課長 はい。

○委員 その辺の説明もないので。

○住宅課長 すみません。

○委員 しかも東京都のまた補助制度があると。その政策目的がある。またそれに対して、区役所としてはどういう政策趣旨でスタートしているのかというのがない。四つぐらいの政策がみんなここに底流として並んでいて、それが具体論としては補助金の比率割合に反映していて、それが今度新しく制度を変えるときに、また新しい制度を入れる。だから、幾ら安くなった云々というのは結果の話であって、その結果の前に四つぐらいの政策意図がみんな絡んでおるので、それぞれを説明していただかないと、何のためにやってきて何をしたいのかというのがよくわからないというのが一番の疑問なんですよ。

例えば、東京都の補助制度だって、全区というか、市町村も含めてこの補助制度でやっているんでしたら、何らかの意味で入れたわけでしょ。その辺の趣旨は、これは高齢者用の住宅だからというので補助制度を入れたのか、あるいはケア付きまではいかないけれども、何らかのバリアフリーにするとか、そういうところに入れたのか、その辺のご説明がないので、何のために今日に至っているのかがよくわからないという感じなんです。

○住宅課長 申し訳ございません。借り上げ住宅の補助制度ですが、まず、この借り上げ住宅が公営住宅として認められたのが平成8年度でございます。和田みどりの里については、建設計画が平成5年とか6年とかの計画なので、補助金の対象にはならなかった。それ以降の住宅については、公営住宅法の補助を受けて、公営住宅というような位置づけになってございます。現在の東京都の補助の趣旨は、まさしく待機、要するに特養に申し込んでいるだけけれども、ただ特養に入るまでもない方だとか、そういうような方について、あと、住宅で自由な空間、それを享受したいだとか、このように高齢者の住宅ニーズが多様化しています。そのため、サービス付き高齢者住宅という新たな住宅の必要性が高まり、法律が改正されて、補助金支給の対象とし、建設を後押ししましょうというような趣旨でございます。

○委員 ただね、そのサービス付きというのが、最初に僕がこの資料を見たときには、今までの借り上げ住宅にサービス付きとなると、何らかのリノベーションがあって、例えば、理学療法士さんなりが待機するだとか、何かそういうものがあると最初に思ったんですね。ところが、どうもそうじゃなくて、基本的には外から来てくれればいいということだと。そういう構造物の変化は何もなしでいいとすると、じゃあ、何で国交省がそんなことに補

助を出すんだと。だから、その場合厚生労働省かと思ったんですね。

○住宅課長 申し訳ございません。

○委員 もともと構造物として何も変えなくていいならば、それは別に普通のデイサービスとかに行けばいいんであってね。新たに転換とかいうふうな大げさなことを言わなくても、今のままでも同じじゃないですかということに行き着いちゃうんですね。

○委員 だから、さっきのも、来年の24年から始まるのは巡回だけでしょ。それをもって転換というのは、ちょっとね。それで家賃も上がるというのは、ちょっと変な話だと思っ
てね。だれか常駐しているとかさ、そう思ったんだけど、違うんだね。

○会長 要するに、基本的には、だから若干の使用料の増収と補助金がもらえるので、実質的な施設の性能自身は変わらないんだけど、財政収支が改善できるというのがどうも売りのように受け取れて、高齢者の住宅政策とはちょっと違うような、かなり財政寄りの考え方だなというふうに個人的に考えていて。まあ、それはそれで悪いことではないと思
うんですが。

どうぞ、補足していただければ。

○都市整備部長 大きなリノベーションという形では確かにないんですけれども、施設
的には、結局、民間事業者のサービスを受けるための通信回線など、要するに業務に必要と
なる改修とかそういうことは出てきます。今回は、一つは今、高齢者住宅「みどりの里」
としての基本的な賃貸の関係というのはここで順次終わっていきますので、そのことを利
用してケア付きの住宅に転換していくということが一つの眼目ということになります。

それから、会長からお話のありました、低所得者向けの住宅確保はどうするかと。これ
は、区の住宅施策の基本的な役割というのは、まさに住宅のセーフティーネットの機能を
果たすことと考えておりますので、これから手を引くということは基本的には考えており
ません。住宅課長からご説明があったように、転換時に直ちに家賃が大きくはね上がる
ということは、これはもう、激変ができるだけないように考えていくということでございま
すが、ご指摘があったように、現在でも高齢者住宅に対する申し込みの倍率が高い、今後
それをどうしていくかということについては、一つは、現在お住まいになる住居がなく
てお申し込みになっている方ばかりではないという状況もあるわけですが、例えば住
宅自体は、杉並区の中で約30万戸と言われていますが、1割程度は、実際には空き家
でございます。こういう、いわゆる数字の上では、戸数的には、住宅がいわばもう余
剰になっているという状況の中で、現在の高齢者等応急一時居室という形態があるん
ですけれども、

こういう制度を今後見直していく必要はあると考えております。そういう、いわゆるケア付きでない高齢者の住宅については、そういう拡充についても方向性としては考えていかなければいけないと。ただ、最終的に、区だけが高齢者の住まいの供給主体ではございませんので、やはり民間とか東京都の状況、それから、いわゆるケアハウスとか特養ホームなどの福祉的な居住の形態、そういうものとも合わせながら、今後しっかり実態を見極めて考えていきたいと考えてございます。

○会長 半分ぐらいは理解できるところがあるんですが、先ほどのこの移行の話で言えば、〇〇委員からも出た国・都の補助という、これがよくわからないのは、「満額の80%を想定」ということが収支計算の試算で資料11ページにありますね。これは制度の運用によってかなり変わってくる恐れがあるという、かなり不確定なものなんですか。根拠はあるんですか。

○住宅課長 はい。まず、家賃に対する補助制度というのは、この高齢者優良賃貸住宅しかないんです。一応、100%満額にしていないのは、所得がオーバーして補助対象からはずれるとか、色々な形態がありますので、安全性を見て、8割程度を見込ませていただきました。

○会長 どうぞ。

○委員 いいですか。ちょっと話が戻るんですが、「和田みどりの里」の東京都補助はゼロですよ。11ページの上に「和田みどりの里」の収支がありますよね。これ、収入は東京都補助ゼロというけど、10ページの上から二つ目の囲みの中には、高優賃というか、現状の「みどりの里」に備わっているサービスというのがありまして、それは高優賃を満たしているんじゃないですかね。どうして補助金が出ないのかと。

○住宅課長 他の公営住宅については、公営住宅の補助金をいただいております。和田みどりの里は、建設計画当時、まだ補助金制度がない状況だったので、この間20年間、補助金なしで運用してまいりました。この際、民間契約が切れるに当たって、家賃補助がいただける、しかも、今、委員おっしゃったとおり、サービスの水準が既に、高優賃のレベルにありますので、高優賃に転換して補助金を活用し、財政収支の改善を図る、そのような目的もあります。

○委員 補助金申請は、法律が変わったら、そのとき新たに途中から申請はできないの。

○住宅課長 補助金なしで、この20年間ということですよ。オーナーさんと、こういう形態を変えずにというような形で、20年間の契約を最初に結んでおります。だから、ここ

の20年間の契約期間満了でもって、初めて新たなサービスの展開ができると、今がそういう転機でございます。

○委員 だから、この高優賃という要件を満たしているわけですね。だから、法律ができたときに、この補助金は、法律ですよ、そういうふうに申請はできなかったの。

○会長 契約破棄してもということですね。

○委員 契約破棄しないといけないの。

○会長 いや、20年間だから、それは契約変更して、違約金か何か払えばできるでしょうね、多分。

○委員 そうなの。

○住宅課長 それはできませんでした。この「みどりの里」の建設に当たっては、オーナーさんに大変なご協力を願って建設してもらったという経過もございます。また契約上の信義則に基づいてこれまで運営してきました。

○会長 どうぞ、〇〇委員。

○委員 そもそも論に戻ってしまうかもしれないですけども、高齢の方々、あるいはこれから高齢になられる区民の方たち、そういう方たちがどういう暮らし方、住まい方を望んでいらっしゃるのかというのを、どういう形で把握しているのか。それに答えるのが住宅施策の推進であり、高齢者住宅の提供をどうしていくかということ。そのあたりのご説明がないので、これが本当に要るのか要らないのか判断できない。今、「みどりの里」に議論がフォーカスされてしまっている。「みどりの里」について議論する前に、今の観点についてご説明いただけますか。

○住宅課長 はい。高齢者が住まいに求める希望というかそれを見ますと、一つには、やはりいざという時の対応だとか、バリアフリー化だとか、それからあと、施設じゃなくて住宅としての自由な空間を享受したいだとか、高齢者が住まいに求める要望は把握してございます。

○委員 それは、何かアンケートとかヒアリングとか、具体的にされているということですか。

○都市整備部長 高齢者実態調査というのをやってございますけれども、これで見ますと、資料にもございましたが、大体7割ぐらいの方が自宅にそのまま住みたいと、あるいは改修して住みたいというご意向です。ただ、これはあくまでも回答者のご意向であって、加齢とともにそういう状況、ご希望のままいくかどうかというのは、これはまた別

の問題です。ただ、多くの方が自宅で、この地域に住み続けたいとお考えになっております。そのほかにケアハウスとか有料老人ホームというのが大体15%ぐらいのご希望、それから高齢者対応の住宅やマンションという方が大体1割ぐらいと。住まいの形態としてのご意向というのはそのような形になっているわけなんですね。

一つには、そのままご自宅で住み続けられるかということは、また、これはご本人の意思と反するようなことも場合によっては出てくるかもしれませんが、こういうことに対しては、バリアフリー化ですとか、そういうことの補助・助成というのでも、できるだけご自宅で住み続けられるように、やはり区でやっていかなければいけない。

あと、先ほどもご紹介した施設の部分ですけれども、ご意向では10%ぐらいの方が高齢者対応のマンションなどにお住まいになりたいというご希望ですので、この部分の一部が、きょうご審議いただいている「みどりの里」の転換というところに当たるというふうに考えてございます。

○委員 よろしいですか。そうしますと、7割の方たち、住宅で住み続けたいという方たちの議論は、ここには今は入っていないということではよろしいですか。

○都市整備部長 そうですね。

○委員 「みどりの里」にフォーカスした議論がここでは求められているということですか。

○都市整備部長 ご審議いただいているテーマの高齢者住宅の提供というのはおっしゃるとおりで、そのままお住まいになりたいという方についての施策とはまた別のものだという事です。

○委員 えっ。今のもう一回確認します。この「和田みどりの里」だけを今フォーカスしているということですか。ということなんですよ。

○会長 一般的な高齢者に対する住宅の整備事業ではないという。

○委員 いや、というのはね、例えばいろんなことが書いてあって、最後の方には、今後のところで、都営住宅だって杉並には結構あるし、多分、都営住宅の管理戸数というのは、東京都全体でどうでしたかな、ちょっと古いデータで、20万戸ぐらい持っていたんじゃないですかね。そうすると、杉並に多分何千戸とあるだろうと思うんですね。そういうのが全体として、高齢者とか低所得者の生涯設計の中にあるわけですね。それをそれなりに見ていただかないと、ここだけ取り出しても、何かたまたまお金がもらえそうだからやるよということしか印象に残らないんですよ。でも、住んでいる方は、それは今お話しのように

に、年をとりますと、希望はしていても、体の調子が悪いとか、いろいろそういう理由で動かなくなるものですよ、これはどんな方でも。そうなる前に、できるだけ生涯設計のメニューを示してあげて、いろんな望ましい選択を示すのが行政の役割だと僕は思うわけね。そのときには、選択する区民の方からすれば、都営でもいいし民間でもいいといういろんな選択肢があるときに、全体像を示してあげ的过程中でこの議論をするならば、僕はまあ何となくイメージがわくんだけど、ここだけ出てきて、じゃあこれだけやってくださいと言われてもね。しかも、その中に都営住宅の話だと、相当な規模であるはずだから。それも結構老朽化しているのがあるから、建て直しみたいなのがあるでしょう。そのときに、僕が都営住宅というのは、本当は全体が、区や市町村が管理していくのはいいと思うんですね。都が作ったという時代背景はあるにしてもね。そういう大きな流れとしてあるわけだから、そこら辺まで含めて、少しまないとにのせていただかないと、何ともちょっと、判断がつきかねるという印象がすごく強いですね。

○会長 それは大方そうなんですけども。ですから、結論的に言うと、高齢者住宅について、この事務事業の高齢者住宅の転換がいいか悪いかと聞かれば、それはまあ結構なことでしょうとばかり言えない、我々としては言えないんですが。ですから、何かはっきりせよと言われると、現状維持になるんだと思うんですけども。今、〇〇委員もおっしゃったし、部長さんもお答えになった22年度の高齢者実態調査というのがどういうものか、現物を我々見ていませんが、そこには現在の住宅にお住まいのパターンというのは当然書いているわけですね。そのうち、区の住宅施策でカバーしているのはどれぐらいのウエートであって、それが区としてのサポート体制上、十分なレベルかどうか、あるいはもう過剰なのか、あるいは過小なのかという判断がないと、実はこの問題はあまり議論してもしょうがないというのが、我々としては多分同じ認識だと思うんですよ。

ですから、移行されるのは非常に結構なことだと思うんですが、ただもう一つ気になるのは、この新しい制度ができて、国と都の補助金が出ているから区の持ち出しが少なくなるというのは、杉並区の財政的にはいいことなんですけれども、オールジャパンとしてどうかというのが、それはずっと気になっていまして。それはみんながこういうふうに移行してしまったら、結局国民の持ち出しは増えてくるわけですから。区の財政は良くなるかもしれませんが。という問題も同時にあるので。できたら、これはこれで50戸ぐらいですか、当面の移転はこれでいいと思うんですが、もう少し実態調査を精査していただいて、今後、徐々に移行されるということになっていますから、サービスケア付きの住宅を今後

どれぐらい作っていくかということについては、もう少し精査をしていただいてから事業規模をお決めいただきたいというふうに思っておりますが、他の委員の方はどうですか。そんなところではないかと思うんですが。もっと使用料をとれというのも、なかなか、低所得者の方にとっては難しいと思いますが。追加のご意見どうぞ。

○委員 お話の中で、作っていただいたときに、すごく協力していただいたという最初の民間の住宅。ということは、最初からこういう将来設計があって、40世帯ぐらい入れる土地を持っている地主さんの方に、こういう用途で区が考えているから作ってくださいよという、そういう住宅だったんですか。私は、最初、文章を読んだときに、もともと民間賃貸住宅を経営している方が、あんまり居住者がいなくなって空き室が増えたのを、それを借り上げてやったというふうに思ったんです。先ほどの説明だと、最初から全くすべての、例えば、1棟40戸なら40戸の、丸々このために住宅を作っていただいた、そういうことなんでしょうか。

○会長 どうぞ。

○住宅課長 大方そのとおりでございます。

○委員 ということは、契約書がどうなっていたのですか。今の時代であれば、例えば、PFIで、将来どうするかということを含めてやるんでしょうが、20年、30年前だと、あんまりその辺のことは詳細な決めなしに、以心伝心のような格好で作ってご協力いただいた。そういう格好になっているんですかね。

○住宅課長 今までは自治体が建設しなければ公営住宅の位置づけにならなかったのが、平成8年度に法律が変わって、借り上げ型の公営住宅の制度が新設されたので、オーナーさんと十分協議しながら、法令を守り、契約書を取り交わして、高齢者住宅を建設していただいた、そのような経過でございます。

○委員 そうすると、20年ならまだ使うというふうに、普通はオーナーさんは思っているわけですから、20年契約だとしても、最初からもっと長く使えるよというお互いの期待の中で始まっているということなんですか。つまり、普通、PFIでやるなら、20年で切れたら、あとは相互に全く新規でやり直しよというふうなことになるけれども、20年前の通常の契約ですと、行政がお願いされたんですから、その後も何かやりましょうという、そういう感じなんですかね。

○住宅課長 20年契約で、契約上、更新や解除の内容も入ってございます。当初から、ずっと継続することを約束しているわけではございません。

○会長 はい。時間が参りましたので、もう一度我々としての結論を申し上げておきますと、この移行ですね、高齢者住宅のケア付き住宅への転換については、これはこれで結構なことだということで、現状維持ということになるかと思えます。ただ、実際の展開とか今後の事業の実施につきましては、高齢者の住宅事情であるとか杉並の全体的な住宅政策の中でももう少し精査をしていただいて、これを大規模にされるかどうかということについては慎重にお進めいただきたいと、こういうふうに思っております。これが、とりあえず高齢者住宅についての我々の結論でございます。これを踏まえて、また、区の方としては検討をお願いしたいと思えます。

どうもありがとうございました。

○都市整備部長 ありがとうございました。

○会長 それでは、これで高齢者住宅につきましての評価を終わらして、次に太陽光発電機器等設置助成ということについてに移りたいと思えます。

○行政改革担当副参事 それでは、説明員の交代を行いますので、5分程度、15分まで休憩といたしたいと思えます。

（ 休憩 ）

（ 再開 ）

○会長 じゃあ、第1番目の案件にちょっと時間がかかりましたが、ただいまから第2番目の項目であります「太陽光発電機器等設置助成」につきましての評価に移りたいと思えます。

最初に、環境清掃部環境都市推進課の方からご説明を、10分から15分ぐらいの間でお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。どうぞ。

○環境清掃部長 よろしくお願いいし上げます。説明の前に、説明員のご紹介を簡単にさせていただきます。

私、環境清掃部長の原でございます。どうぞよろしくお願いいし上げます。

私の、向かって左になりますが、環境課長の中村でございます。

○環境課長 よろしくお願いいします。

○環境清掃部長 同じく、環境都市推進課長の木浪でございます。

○環境都市推進課長 木浪でございます。よろしくお願いいたします。

○環境清掃部長 どうぞよろしくお願いいし上げます。

○会長 はい。

○環境都市推進課長 それでは、ただいまから、「太陽光発電機器等設置助成」についての外部評価の方をお願いしたいと思います。

今般の事業評価に当たりましては、基礎的な自治体である区がエネルギー政策を行うということの意義、また制度設計について考えを深めていくための機会というふうに捉えて、先生方に、ぜひ、いろいろご意見を賜りたいというふうに存じます。

それでは、説明に入ります。

再生可能エネルギーの導入促進は国の事業ではございますが、基礎的自治体として、足元からエネルギーを創り出していく、地域でエネルギーを創り出していくということが重要だというのは、今般の地震で、皆様、非常に強く思われたところだと思います。従来は、省エネ、省資源の視点からの取り組みを行っていたところですが、これからは政府のエネルギー政策の見直しもございまして、基礎的自治体として、私たちがどういう立ち位置に立ってこの施策を展開していくか、住民に最も身近な政府である私たち基礎的自治体の区がどのような役割を果たしていくか、そういうことを非常に強く考えているところです。

これからの地域社会をどう考えていくか。まず、エネルギーの自給能力を高めていく、これが大事なことだというふうに考えます。つまり、エネルギー効率がよくて、環境負荷が少ない地域社会を私たちが創っていくこと。このエネルギー効率がよく環境負荷が少ないということは、とりもなおさず、安全な基盤電源を確保することとCO₂削減、地球温暖化対策の貢献と、二つの意味で非常に重要なこととなってくるというふうに考えております。

この再生可能エネルギー、特に太陽光発電の普及の課題としましては、ここに挙げてございます、高額な機器の設置コストがかかるということ。それから政府の支援の政策、補助金制度の変遷があったこと。まだ固まっておりませんが、電力買取制度のあり方の検討が続いていること。太陽光サーチャージなど、電力料金への転嫁があるということ。それから、太陽光発電が進むということが目に見えるものではないので、屋根についているのは見えますけれども、つけていない人には、サーチャージ料金を取られるということに関心が持ちにくいということがあると思います。

そこで、課題としましては、設置コストの回収。助成があるにしても、自己負担をどのように捻出して、回収していくのか。また、高額な初期費用、その自己負担の軽減をどのように図っていくか。これが普及のネックになっているところだというふうに考えています。

それから、3点目としまして、「見える化」と書いてございますが、これは設置する効果、メリットが、CO₂の削減であったり、電力の消費量の変化であったり、目に見える経済的なメリットなどがわかりにくいということで、これを「見える化」していかないと、なかなか進んでいかない。これが課題だというふうに考えてございます。

標準的なモデルによるコスト回収を考えた場合に、一般的な世帯でつけられる3kWの太陽光パネルを想定しますと、1kW当たり60万円の経費がかかりますので、設置経費は計180万円、公費助成として、区が現在1kW当たり4万円出しておりますので12万円、東京都が10万円出しておりますので30万、国が4万8,000円出しておりますので14万円余、約56万円の公費助成があつて、自己負担金が124万というふうに大括りに括れると思います。

これをどのように回収していくかということを考えますと、大体一般的な世帯で年間に使用される電力量は約4,000kWhというふうに考えられます。3kWの太陽光発電が年間に東京地方で発電する量としましては、約3,000kWhが想定されます。こうしますと、最大電力の自給率は約75%、3kWの太陽光発電をつけると75%は賄えるということになるということです。

それで、設置コストと回収期間でございますが、先ほど申し上げましたように自己負担金が当初124万円かかります。余剰電力の売電、これは21年11月から単価が48円、今年からは1kW当たり42円になっておりますが、杉並区で設置されている場合、お聞きしたところによりますと、7割、大体売電できているということですので、大体9万円ぐらいの売電収入が年間にあると。そうしますと、設置コストの回収期間が約12年というふうになります。

区が助成してきました件数は、ここに書いてございますとおり、平成22年度決算で804件、23年度は、今日現在198件申請がございましたので、トータルで1,002件の申請がございました。多分、近いうちに、目標である普及率1.5%、この予算の助成件数は終了するものと考えております。

それで、今後の取組みにおいて私どもが考えていかななくてはならない課題が三つございます。まず1番目は指標でございます。次に、制度の設計、仕組みづくりでございます。3番目に対外的に広めていくための情報発信です。

まず、はじめに指標でございますが、杉並区全域の電力の使用量に対する太陽光発電による自給率、これを考えていきたいと思つています。この電力使用量を把握するためには、東京電力等、電力事業者の協力も必要になってきますので、そういうふう働きかけて、自

給率を考えていきたい。それに基づいて、太陽光発電の普及率も考えていきたい。年間y約2,000件、新築の確認申請が出てきていますので、そういったところにより広めていくというようなことも考えていきたいと思っています。

それから、CO₂の削減率でございますが、今般の原子力発電所の事故があった場合など、二酸化炭素の排出係数が、火力発電によることによって非常に高くなります。そうすると、省エネをしたり、私ども今日この会場でも節電をしておりますが、そうした省エネなどの努力が見えなくなってしまうということがありますので、一定程度の段階の数値に排出係数を固定するなどして、省エネ努力の「見える化」をしていくことが必要というふうに考えております。

それから、制度設計でございますが、現在、戸建て住宅を中心に、集合住宅でも持ち主がその家に住んでいるときを対象としておりますが、その対象をどのようにしていくか。助成単価は、1kW4万円、上限12万円、3kWまでの助成としておりますが、今後それで飛躍的な伸びが期待できるかどうか。それから、助成期間でございますが、平成15年度からこの助成を行っております。いつまで続けるか、また助成の総額をどのように捉えるか。そういったことがございます。また、手続きにつきましても、できるだけ簡素化して、いろいろな人が取り組みやすいようにしていく必要があるというふうに考えています。

最後に情報発信でございますが、これは先ほども少し申し上げましたが、電力料金であるとか、CO₂の削減量であるとか、そういうものが見える、取組成果が見える、きめ細かな情報発信をしていくことによって、太陽光発電に取り組んでみたい、取り付けてみたいという動機づけになるような情報発信を行っていくことが課題だというふうに考えています。

事業の見直しの方向としましては、住宅政策や税制、さまざまな施策の中で連携をとりながら見直しをしていくということが必要になろうかと存じます。

エネルギー自給能力の高い地域社会づくり、これは皆さん異論がないところだと思います。安心・安全なエネルギーを地元で創っていく。そのためには誘引効果の高い制度設計が必要となってきます。そのためには初期費用の負担を軽減するという。しかし、これが過ぎますと、私有財産に助成するということですので、おのずと一定の制限が加わろうかと存じます。それから、区の姿勢の明確化として、どういう目標で、どういう指標で、どの程度行うといったことをわかりやすく皆様にお伝えしていく、こういうことも必要になってこようかと思っております。

それから、先ほど申し上げましたきめ細かな情報発信として、足元から環境に取り組むように、動機づけとなるようなきめ細やかな情報発信を行って行って、こうするとこんなメリットがあるんだというのが目に見える形で示していきたい。そのような見直しの方向を考えているところでございます。

私からの当初の説明は、以上でございます。

○会長 はい。ありがとうございました。

少し、制度のことについて確認させていただきたいんですが、区の方として標準的なモデルですと、この資料の16ページによりますと、区が12万円で都が30万、国が14万ということですが、これはまず、予算の枠があるんですが、区がもし助成すれば自動的に都あるいは国の助成が得られると、こう考えるべきなのか。区の助成が得られなくても、都とか国のまた基準があって、別途もらえるのかということについて説明がないものから、そこを1点確認させていただきたいという点。

○環境都市推進課長 申し訳ございませんでした。

○会長 もう一点は、この普及率というのは、実際、助成されたものだけについてされているんですが、結果的に申請されなくてつけておられる方も相当数おられると思うものですから、そういうもので普及率はむしろ見ていかないといけないと思うんですよね。そういうデータをお持ちであれば、この1.5%ではないはずなので、例えば、他の区あたりと横並びで見ないといけないという点があります。

それと、もう一点は、これは区の話だけではなくて全国的な話なんですけど、10年ぐらい経っているんですが、設置経費がほとんど変わっていないということは、業界側もサボっているのか、資料17ページだと、これを見ると230万前後が、これ、総経費ですよ。普及がしている割には、変わっていないというのは、技術革新があるのに、そんなもんかなという気がします。これは〇〇委員のご専門に近いんですが、やや意外な感じがするので、本当に17ページの2番の設置経費のデータというのは正しいものかどうかという、ちょっと3点について、まずご説明を伺ってから、委員の方々のご意見をちょうだいしたいと思います。

○環境都市推進課長 失礼いたしました。最初の助成金のご質問でございますが、杉並区と東京都と国と、それぞれに助成制度を持っておりますので、一つを申請すると、自動的にすべてが連動するというふうにはなってございません。

○会長 ですよ。

○環境都市推進課長 それぞれ、国ですとJ-PEC、東京都ですとクール・ネット東京、杉並区ですと私どもの方に申請していただくというふうになってございます。

○会長 そうすると、非常にわからないことは、それぞれについて、だから区の方として把握されているのは、区の助成したものだけだということなんですか。

○環境都市推進課長 そうでございます。

○会長 それはもう、全く事業展開だとか施策形成上、基礎的データがないということですね。だって、どれだけ設置しているかどうか、わからないわけですから。

○環境都市推進課長 私どもで正確に数を把握できるのは、私どもが助成したものだけに なってしまいます。

○会長 そんなことで、この省エネの政策なんてやってもらっては困るというのが、少なくとも合理的な判断をする人にとってはそう思うんですが。ですから確認しているんですが、まあ、そういうことですね。

○環境都市推進課長 ええ。大変申し訳ないんですが、国が平成5年ごろからNEDOで助成してきた経過がございますが、そのころのデータというのが区で手に入らない関係がありますので。そうなりますと、東京電力で契約している方が、この他に大体何件あるかということは伺ってございますが、それが正確な数値かどうか、東京電力の荻窪支社管内ですので、中野、杉並、練馬の一部というふうになりますので、ここへ加えていいものかどうか。

○会長 でも、最近は衛星の写真をうまく解析すりゃすぐわかるそうなので、そういうサービスもあるので。それは後の話で。だから、そういう基礎的なデータがない状態で、これを議論しても、また最初の議論と一緒にほとんど意味がないということで、また事務事業じゃなくなってくるんですがね。まあ、いいです。

それで、3番目の話は。

○環境都市推進課長 はい。他区との横並びの関係で一つ申し上げますと、杉並区は2番目でございます。

○会長 高いんですか。

○環境都市推進課長 2番目に高いです。一番高いのは足立区でございますが、2番目に高うございます。

○会長 最後の設置経費の関係は。

○環境都市推進課長 設置経費でございますが、昨年、一昨年と比べますと、kW当たり

10万円ほど単価が下がってございます。しかし、既築住宅に取りつける場合は、どうしても工事費がかさむ関係がございまして、新築につける場合ですと、2割ほどこれより安くつこうかと思いますが、杉並で多いのは既築住宅でございまして、7対3の割合で既築住宅についておりますので、既築住宅でカウントしてございます。

○会長 ということは、工事費がかかるということですね、機器の本体というよりも。

○環境都市推進課長 そうでございまして。

○会長 なるほどね。わかりました。

どうぞ、○○委員。

○委員 先ほどご説明があった、足立区が1番で杉並が2番というのは、普及率ということですか。

○環境都市推進課長 そうでございまして。

○委員 そうした場合、17ページのグラフの中、22年度の12月末現在ということで、東京都が1.9%ですよね。杉並区は1.1%ということは、足立区が相当高いということですか。どういう形で。

○環境都市推進課長 そうではございませんで、この数値につきましては、東京都のくくりでは、NEDOの数値がわかってございますので、平成5年からの国の助成の、区市町村別がなく都道府県別だけありますので、東京都のパーセンテージは東京都全体でございまして。

○委員 ということは、先ほど会長のご質問にもあったとおり、他のところの申請の分がプラスされているということで、ここではこういうデータが出ているけれども比較できないという状況だということですね。

○環境都市推進課長 23区で比較したものを私ども持っておりますが、足立が1.8%ぐらいで、うちが現在の段階で1.3%ぐらいでございまして。助成した件数を建物の戸建ての棟数で割り返した数値で。各自治体で調べるとなると、それしか方法がないので、今そういった方法をとっております。

○委員 それから、区民の方から、この16ページの表を見ると、申し込めばみんなくれるだろうと。これは予算があって先着順ですよ、区の場合は。

○環境都市推進課長 そうでございまして。

○委員 国とか都はどうなっているんですかね。そういう情報が示されないと、ちょっと判断ができないんですけどね。

○環境都市推進課長 国も先着順でございます。東京都も同じでございます。ただ、東京都の場合、予算枠まで行かないということが過去2年間ございました。

○委員 じゃあ、現状では、杉並区で申し込むと、大体、国も都も出る感じですかね。

○環境都市推進課長 杉並区の方が早く終わる傾向は確かにございます。去年は2月で最後の申請となりました。

○委員 2月。それはいつから始まるんですか。

○環境都市推進課長 4月から始まって、2月で終わります。

○委員 翌年の2月。

○会長 どうぞ、○○委員。

○委員 議論の根拠になる正確な実態にかかわるデータがないというところも非常に問題だと思いますけれども、もう一つ、やはり大きな問題は、最後のスライドに挙げていただいているように、区の姿勢の明確化、将来的に、例えば、区内のエネルギー自給率を上げていくと、それを掲げたときに、どこまで自給率をアップしていくのか。特に、今、3.11を受けて、いかに原発に頼らず、再生可能エネルギーの導入促進を図っていくかということで、今、基本構想審議会の方でも、エネルギーについては、できるだけ区内でのエネルギーの地産地消を図っていくべきだということの一つ打ち出しているわけなんですけれども。今、議論しているのは、住宅向けの太陽光発電機の助成制度の話ですけれども、本来、区内でのエネルギーの地産地消を図っていくということであれば、どれだけの再生可能エネルギーの導入を図ろうとしているのかですね。絶対量なのか、もしくは割合なのか、そのあたりの数字をやっぱりしっかりと打ち出していないといけないと思いますし、再生可能エネルギーの一つとして太陽光発電、太陽光というのがあるわけですけれども、先ほど新規の建築確認の申請件数が何件とおっしゃいましたか。

○環境都市推進課長 2,000件と申しました。

○委員 2,000件あるんですね。そういう場合に、今、温度差熱発電ですかね、地下の温度を空気で循環させて、そういった技術なんかもあるようですので、太陽光だけではないわけですね、再生可能エネルギーといったときに。ですから、区内でどこにどれだけ太陽光なら太陽光発電機を載せられるのか、もしくは、それがだめなときには、じゃあ、別の再生可能エネルギー技術として何が導入可能なのかというようなところを、やっぱり全体として見極めた上で、太陽光についてはこれだけのまだ伸びしろがあるので、もう少しうまくやれば普及が見込めるので、そこに対して助成制度を使うのか、もしくはさらなる

「見える化」を図るのか、もしくはそれらのミックスかもしれませんが。

いずれにしても、どれぐらい今後の普及が見込めるのかといった、それなりの見通し、ビジョンがあって、それがあってはじめて、この太陽光発電機に対しての助成制度を今後維持・継続していくことが妥当なのかどうかという話が、正確にできることになるんだと思うんですね。それが今の時点でまだ示されていないというところがやっぱり大きな問題で、基礎的自治体の役割を冒頭に強調されましたけれども、基礎的自治体として自分のエネルギー政策を考えていくというのは、これから本当に大切になると思いますので、杉並区エネルギービジョンをまずはしっかりと出していただくということが先なのかなという気がしております。

○会長 今の、お答えできる範囲で。

○環境都市推進課長 はい。委員ご指摘のとおり、基本構想審議会の中でも議論になっているところございまして、電力会社の協力も得て、区域全体で使っている電力量のまず正確な把握をさせていただいて、それで省エネルギービジョンの方を立てていって、それで太陽光発電の普及の割合をどの程度にしていくかと。このスライドで申しております普及率の方も考えていきたいと。それから、委員ご指摘のクールヒートトレンチ、地中熱利用も、住宅地であります杉並区としては、太陽光と並んで導入が可能である再生可能エネルギーの一つだというふうに考えてございます。他は少し難しゅうございますので、その二つが大きな課題になってこようかと思えます。

○会長 どうぞ。

○委員 ちょっと言い忘れたんですけど、それと、今、これは住宅用だけしか議論していないわけですけども、公的な区の施設なり、もしくは事業者とか、あとは駐車場とか、もしくは倉庫の屋根の上とか、いろいろ、太陽光だけを考えてみても、もう少し普及拡大が図れる余地というのは恐らくあるんだろうと思うんですね。だけれども、今、住宅しかフォーカスしていないので、住宅以外のところについてはどうお考えになっているのかというのもお伺いしたいと思います。

○環境都市推進課長 制度設計で対象というものを挙げてございますが、そういったものも対象にできるかどうか、屋根の強度の問題もありますし、権利関係のこともございまして、難しい面もございまして、売電価格もkW42円と、民生の部分は高いですから、導入は一つ考えなくてはいけないことだと思っております。

公の施設につきましては、現在8カ所に70kWhの発電能力があるものについておりま

すので、年間掛ける1,000で7万kWhの自家発電ができているという状態でございます。今後、学校の改築等にあわせて、導入していく計画がございます。ちなみに、この屋上にも5kWの太陽光パネルをつけてございます。

○会長 どうぞ、○○委員。

○委員 今のお話ですと、目標は2%となっておりますけれども、これは見直していくというところでよろしいんですか。

○環境都市推進課長 はい。今後の環境基本計画、基本構想、総合計画、さまざまな中で、省エネルギービジョンも含めて、見直してまいりたいというふうに考えてございます。

○委員 続けてよろしいですか。こういった省エネ行動を推進していきたいといったときに、ネックになるのは自己負担分、コストの回収というお話だったと思うんですけども。その前に、こういった制度があるということを、区民の皆さんがどれくらい知っているのか。そこがスタートになると思うんですね。要するに認知度、周知率といったものをどう把握しているのか。省エネ行動の主体は、区民の皆様、実際の利用者あるいは事業者、いろいろある。資料の中にはPRに努めているという記述はあるんですけども、具体的に認知度などをどう把握されていて、今後どうしていこうとされているか、教えていただけますか。

○環境都市推進課長 はい。昨年取りつけた方にアンケート調査をしたところ、区の広報やホームページで知ったという方は2割から3割でございまして、残りの方は飛び込み営業で知ったという方が5割ぐらいいらっしゃって、あと、口コミが残り2割程度ということで、杉並の場合は飛び込み営業が非常に多かったということで、私ども反省しているところで。いろいろな条件がございますが、広報すぎなみで集中的に年3回ほど周知したり、ホームページで省エネ対策プランとして載せていたりしています。

どういう効果があるかということにつきましてもPRに努めているところで、今までつけました太陽光発電、1,000件あたりで、kW数にしますと大体3,000kWぐらいはありますので、CO₂に換算しますと1トン以上は年間に削減できているということもございますので。

○委員 ちょっとよろしいですか。今、区内におけるCO₂削減と言いましたけどね、ソーラーシステムでは、ガスを使わないで太陽光でお湯を沸かすとかありますよね。でも、太陽光発電とCO₂削減って、どういう関連性があるんですかね。あんまり関係ないと思うんですがね。

○環境都市推進課長 太陽光発電によって電力を生み出すと、その分、化石燃料に頼らないで済むということでCO₂削減につながって、3kW当たりの発電容量ですと、火力で発電したものと比べると、1,254kgほどCO₂が削減できるということでございます。

○委員 それは、全日本で考えるとそうですね。でも、区では関係ないでしょ、別に、区内におけるCO₂削減とは。区内には火力発電所があるわけでもないし。区内では関係ないんじゃないですかね。

○会長 消費地としての。

○委員 ああ、そう。

○環境都市推進課長 エネルギー消費によってCO₂は発生いたしますので、区としてもCO₂削減を環境基本計画の目標で、25年度までに2%マイナスということで掲げているところでございますので、取り組んでいきたいと存じます。

○会長 ○○委員。

○委員 多分今のお話にも関わりますが、二つほど、大きく分けて聞きたいのは、この資料に基づくものです。18ページに区の制度と都の制度と国の制度がそれぞれあって、それぞれが年を追って少し変化したりしたときに、実際に助成実績のところの件数を見るとわかるとおり、どこの制度に区民の皆さんが一番よく反応しているかといったら、区の制度変更よりも、都の制度や国の制度が変わったときにすごく反応しているのは明白に出ているわけですね。それは金額の大きさもさりながら、消費者の方の判断として、国が動けば全体が動くという、そういう思惑みたいなものもあるのかもしれませんが。現実にもそういう状態になっているわけですね。そのときに、今のCO₂の削減目標というのを、国が言うし、都が言うし、区が言うというのは、それぞれ、国民からすれば結構なことだと、お金が出ればいいことだと、一般的にはそうになってしまう。けれども、本当にエネルギーやら地球環境に対してどういうところが、自分の生活と地球あるいは地域社会あるいは環境との関わりが一番深く理解できるかということ、必ずしも区レベルじゃないかもしれない。例えば、最近、東京都がLPGガスの発電所を東京湾の中に作るなんていうのは、遠くの方から電気を取り寄せるよりはエネルギーロスがないとか、あるいはある程度の自給率を東京レベルでも高めなくちゃいけないという発想があるのかもしれませんが、区レベルで説明するときに、区が実際に何でそれだけお金を出しているかというのは、単なる順番に額が大きい順にという以上に、意味合いを考えながら説明できるようにしておいた方がいいんじゃないかと思います。そうでないと、消費者の方からすれば、額が大きい、あるい

は国が言えば、じゃあ、これはタイミングだというふうになってしまっている実態があるんじゃないかというのが、それが一つ目です。

もう一つは、グラフで、16ページのグラフと17ページのグラフで、最初気がつかなかったんだけど、金額が大きいというのは、要は既設住宅が、大きいと200万ぐらいになっているよということで、新設だと180万という、そういうことなんですかね。特に、左側のグラフ、数字とかいうのが、多分消費者向けのパンフレットとかに、一番使われると思うんですが、やっぱり左側の方で説明するときには、もう少し丁寧に、消費者の方にあるいは応募者の方に説明しませんが、総額のものもさりながら、発電量は発電量であっても、繁閑の差があるから、蓄電するわけじゃないから、かなりの部分を売電して、また自分で買わねばならないから、自分の自家消費というのはそんなになんていうことなんでしょうね。入り繰りがあるわけでしょ。そういうことをもう少し、消費者のサイドからわかるようにした方がよい。エネルギー自家発電としてどのぐらい消費して、それで、売電の額が、僕の印象としてはもうちょっとあるかと思ったら、額が小さいというのは、単価が多分あまり高くないというのと、売電額そのものが、これだと2,000KWぐらい売っているということになるんですね、多分。

○会長 そうです。

○委員 かなり売っているんですね。単価が低いということなんですかね。だから、消費者の判断に資する、正確な情報という意味では、このグラフ、もうちょっと正確に、まず設置コストの問題もさりながら、あるいは自家発電も、エネルギーの出入りの関係をもうちょっとわかりやすく説明された方がよろしいという感じがします。

○環境都市推進課長 ありがとうございます。

○委員 それから、16ページのコストの収支がありますよね。これを見ると、今は12年で回収できると言っていますよね。でも、そうしたら、この意味は、つまり13年、14年以上は必ずただみたいに儲かりますよという意味なのか、それとも12年で取り替えなきゃだめなのかとかね。ある最大のメーカーのホームページを見たら、需要についてはいいんだけど、期間ですね、太陽電池モジュールというのがありますね。本体のあつせん、あれは期待寿命については20年です。その他の部分は設計寿命が10年程度の部品を使用しておりますと書いているのね。そして、大体、保証期間も、有償、無償あるけど、大体10年なわけね。だから、大体メーカーなんかも、10年でだめでしょうと、僕はそう考えているんじゃないかと思うんだけど。だから、ちょっと、これが甘いと思うんだよ。この意味がどうな

のかね。ただ、13年以上はただで儲かりますよという意味なのか、取り替えなきゃだめですよという意味なのか、どうにも意味がわからないんだけどね、これ。

○環境都市推進課長 恐縮です。

○委員 回収期間約12年というのは、ちょっと甘いのでは。これじゃ回収できないだろうと思う。私も試みた実体験からすると。

○環境都市推進課長 なるほど。

○委員 それよりも、メーカーは大体10年と考えているわけですよ。甘いと思うね。

○環境都市推進課長 恐縮です。○○委員のご質問から、一つずつお答えしたいと思うんですけども。

区で基礎的自治体の対応としては限界があるというのは十分承知しておりますが、基礎的自治体であるからこそ、助成によって太陽光発電の普及率を向上して、低炭素社会に向けた取り組みをしていくということに意義があるというふうに、私たちは考えております。今後、国民の暮らしや産業活動を考えていくと、日本のあり方を方向づけていくためには、国の政策とともに、地域社会で何ができるか、それが肝だというふうに思っていますので、太陽光発電については、東京都や国の単価の方が高いということは確かにございます。そちらの方の影響が大きいということもござりますが、取り組む価値があるというふうに私どもは考えております。

それから、12年間での回収の問題でござりますが、太陽光発電パネルにつきましては、法定耐用年数は17年でございます。一番古いものは、昭和58年に尾上島の灯台についている太陽光発電パネル、まだもっているものがございますので、12年につきましては大丈夫だと思います。パワーコンディショナーなど、附属のものが10年で大体寿命が来るということございますので、それについては10万円程度でございまして、取り替える必要が随時出てくるものがある場合があるというふうに聞いてございます。また、途中で壊れたというような苦情等については、消費者センターの方には平成15年以来来ておりませんので、順調に発電しているものというふうに考えてございます。

○委員 それは、10年以内は大体メーカーはどこも保証していますよね。そのせいじゃないの。大体、メーカーが、若干有償もあるけども、無償とかで、保証期間がありますからね。それで消費者センターなんかには苦情が行かないんじゃないですかね。

○環境都市推進課長 そのこのところにつきましては、こちらでは追跡調査ができておりませんが、国民生活センターの方にもそういった相談は来ていないというふうに聞いており

ますので。一番最初につけられた方が平成5年ぐらいだと思いますので、その意味では、そろそろいろいろな問題が出てくるときかもしれません。そういうふうに理解しております。

○会長 いずれにしても、そこは要するにマーケットで、放っておいても、そういう業者がうまくPRされますから、普及はすると思うんですね。だから、問題は区としてどこまで関与するのとか、どれぐらい助成をすれば普及が高まるのかという、そういう限界的なところをいろいろ試行錯誤して、なるべく普及率を高めるためには、どれぐらい区として財政支援する必要があるのかということと、あと、公平感ですよ。

○委員 そう。

○会長 これを考えないと、結局お金持ちの方だけになってしまうとかいう問題が出てきますから。多分もう少し、業者はもっとうまい説明を、当然、飛び込み営業以外にもきちっとデータを作って説明されていると思うんですよ。ですから、それなりのお金があって、きちんと判断できる人で環境意識が高い人は割合おつけになっていると思うんですね。ですから、確かに区として普及するための目標を設定しなきゃいけないというのはそのとおりなんですけど、高めるための方策として、これ以外にも方策がないのかどうかということだと思ってるんですよ。ですから、全体的なデータをもっと整備していただくということもあるんですけど、私はこの際、無条件の拡充ということではなくて、私はこの辺は、こう言うと怒られるかもしれませんが、私はもう、この太陽光発電の助成ということだけから言えば、別に現状維持でいいんじゃないかと思うんですよ。太陽光発電の代替的エネルギーの依存率を高めなきゃいけないというのはそのとおりだと思うんですけども、この事務事業をどんどんどん増やしていけばいいということには私はならないとは思いますが。ただ、意見が違うかもしれないので。どんなものでしょうか。

○委員 先ほどのご説明で、結局だれがイニシアチブをとっているかというときに、当然、基礎自治体だってやるべきだと、どこの区もみんな言うわけです。市町村だって、みんな言いますよね。そうすると、東京都の方あるいは国も、区はどうせそう言ってくれるに違いないかと読んで上で、例えば、20万円やれば、10万円ぐらい付き合うはずだというふうに制度設計が出来ているのかもしれないという気がします。この種のものって、住宅金融などいろんな分野にあるんです。屋上緑化の方がまだ僕は市町村がやる意味がある。国の制度があつて、市町村の制度がある。大体のものがこうなっているわけです。その時に、「地球環境のために」というのは、国だって県だって市だって、同じことをみんな言うわ

けですよね。だから区の施策に予算をと言ったのでは、使う方の人からは、トータル額があれば、区だろうがどこだろうが構わないというふうになってしまいがちじゃないですか。そこで、区が基礎自治体らしさを見えるようにするにはどうするか。もし東京レベルでさっきのLPGガスの話を都がやるならば、東北から電気をもらわないでエネルギー自給をやるんだと、それは都レベルでちゃんとやってください。そのために、都が全部その分の責任を持ちなさいというふうに明確に役割を分けるような基礎自治体の言い分というのはあるんじゃないかなと思います。それが消費者にとって一番わかりやすいわけですよ。そういう意味で言っている。ここに最初に書いてあることは、どこの区だって同じことを言うじゃないですか。

○環境都市推進課長 確かにそういう面も、ご指摘のような考え方もあろうかと思いますが、住宅地である杉並区でエネルギーを地元で生み出していくとなると、やはり太陽光発電か地中熱の利用、太陽熱の利用ということになってきます。そして、一番電気に換えられるということになると太陽光なので、エネルギーの安全保障、エネルギーセキュリティ、いろいろな観点から太陽光発電については継続したいというふうに考えております。

○会長 うん。ですから、区としてもうちちょっとやるべきことは、工事費が高いなら、もっと工事費が安くなるような方策と一緒に考えてみるとか、そういうことをしないと。そういうことをした方が、逆に言うと、直接的なお金を出すよりは、トータルなコストが安くなれば回収できるわけですから。そういうことが区だけではできなければ、23区でそういう協議会を作って、より安い設置方式をやっぱり考えていくとか、そういうこと。

どう考えてみても不思議なんですよ、10年間ほとんど、新築と既築があるというんですけど、ほとんど設置のトータルの金額が変わっていないというのはね。これだけの技術革新の時代に。個人的にはですよ。どういう構成になっているか、わかりませんが。

○委員 僕が思うには、今もの凄くいろんな大手のメーカーが力を入れてやっていますよ。特に、この間の地震以来ですね。僕は5年以内ぐらいに単価というのがかなり下がると思うんだな。今まではほとんど知られていなかったからね、注目を浴びていなかったから下がらなかったんだけど。だけど、地震以来、5年以内に、僕は半額ぐらいになるんじゃないかと思っているんだけどね。

それから、今の熱効率、大体、太陽エネルギーの10%なのね、電気に換えるのは。例えば、シャープなんかは、今、実験室内でも39%まで持ち上げてきたって、この間の日経新聞に書いてあったけど。だから、変換効率もすぐに20%ぐらいまでいくんじゃないか

と僕は思っているんだけどね。そうすると、結局コストも物すごく早く回収できるとか。ちょっと、今の時点ではそんなに焦ってやらなくても、もうちょっと待ってもいいんじゃないかとね。僕としては、別に、若干補助金を下げてもいいんじゃないのぐらいと思ってるんだ。あるとき来たら、どんとやった方が効率がいいと思うんだけどね。今はまだ、太陽光発電は効率が悪過ぎるね。値段は高いし。まず、変換効率が悪いしね。だから、あと 5 年ぐらいには物すごく改善されるんじゃないかなと思ってるんですね。だから、今はあんまり焦ってやるべきじゃないと思うね。若干、僕は補助金を下げてもいいんじゃないかと思うんだね。

○会長 区としてどうお考えになるかは区長のご判断もあると思うんですけど、下げよというところまで私は考えていないんですが。現状維持ぐらいでいいんじゃないかというのが私の意見、会長としての意見なので、多分それでご納得いただければ、今の〇〇委員の、一応、趣旨も生かされた格好になるかと。

ただ、いずれにしても、単なるお金をつけるということだけではなくて、もう少し、今、〇〇委員がおっしゃったように、将来的な技術革新の動向というの踏まえることも必要だと思いますし、業者がどうやって説得しているかということは、もう少しお調べになった方がいいと思うんですね。飛び込み営業で彼らはどういう説明をしているか、逆に誤った過大なことを説明されていても、また間違った意識を区民の方に持っていただくこととなりますので。かなり巧妙に、確かにやっていると思うんですが、そこら辺の対策は必要だと思います。

それで、太陽光の代替的な再生可能エネルギーでカバーされていくということ自身はほとんどんやっやっていっていただきたいと思うんですが、太陽光のこの機器設置助成については、私は現状維持でいいと思います。太陽光発電のシェアを伸ばしていくということは当然必要だと思っております。したがって、もう少し事業の中身について改善が可能かどうかですね。もう少し精査をしていただきたいというふうに思いますが。

補足意見がありましたら。とりわけ、〇〇委員はご専門ですから。

○委員 はい。もう、先ほど申し上げたとおりです。やっぱりどれだけ伸びしろがあるのかということも、住宅だけではなくて、区内全体の状況をしっかり検討していただいて、それと、エネルギーミックスがどういうふうに、太陽光だけではなくて、図れるのかということもあわせて、しっかりと検証していただきたいと。その上で、もう一度この助成制度がいいのかどうかということについては、改めて検証するということがよいのではない

かと思いました。

○会長 はい。ありがとうございました。では、今のは補足意見としてとどめておきたいというふうに思います。

それでは、2番目の太陽光発電機器等設置助成については、これで評価を終わりにしたいと思います。

どうもお疲れさまでした。

○環境都市推進課長 ありがとうございました。

○会長 それでは、少し、10分程度休憩にしたいと思います。

○行政改革担当副参事 それでは、入れ替えはないかと思えますけど、3時10分まで休憩といたします。

（ 休憩 ）

（ 再開 ）

○会長 それでは、所定の時間になりましたので、ただいまから3番目の評価対象であります「すぎなみ環境情報館」につきまして、評価を行いたいと思います。

最初に、環境清掃部環境都市推進課の方からご説明をお願いいたします。

メンバーは同じですね。では、よろしく、パワーポイント、資料に従って説明をお願いします。

○環境都市推進課長 「すぎなみ環境情報館」につきましては、社会的、今日的な課題に对应していける環境情報の地域での発信の拠点としていくために、今回の外部評価をお願いしてございます。

すぎなみ環境情報館は、荻窪駅から徒歩3分の複合施設「あんさんぶる荻窪」の3階から4階の部分にございます。平成16年4月にオープンしてございます。太陽光発電や風力発電、屋上庭園、情報資料コーナーなどを備えてございます。

目的としましては、記載のとおり、環境配慮行動を推進していくための施設として、地域の環境NPOに事業の展開をお願いして、施設運営を行っているところでございます。環境学習室、これは30名定員の部屋でございますが、ここで環境団体の方々が活動されています。

NPOによる委託事業としましては、記載のとおり、講座、講演会、リサイクルや環境についての相談、ネットワークへの支援として環境団体連絡会の事務局をしていただいたり、それから先ほどの環境学習室の貸出の受付などを行っていただいております。自然観

察会の写真と、学校の環境学習の支援としてプールのヤゴの救出をしているところを載せてございます。

この運営体制でございますが、委託事業の執行体制としまして、地域のNPOの方々がスタッフとして、ローテーションで32名の方が入っていて、大体12名程度、事業やイベントのある日は多く、厚く張ってありますけれども、平均して12名程度。委託費用としまして、人件費と事業費、あわせて1,450万円というところでございます。

区の事業といたしましては、環境団体との連絡調整や環境博覧会の実施、これは会場の関係がございまして、今年度と昨年度は実施ができなかったのですが、今後はやっていく予定です。あと、広報での周知やホームページの管理、施設の維持管理運営、自然環境調査の実施を区の方では担当してございます。

区の職員でございますが、再任用職員1名、31時間勤務、再雇用1名、12日勤務、パート1名、6時間勤務ということで、3名でございます。総人件費が800万円。建物の維持管理で大体年間750万円。22年度の決算ベースでございます。

事業としましては、環境団体が登録しますと無料でこの施設を使うことができますが、平成16年度は23団体であったものが、22年度には40団体、講座への参加数は概ね1,000名、講演会も、たまたま震災の関係で22年度は回数が減ってございますが、こういった形で進んでおります。

それから、資料情報コーナーの図書等の貸し出しでございますが、図書が5,000冊、ビデオ、DVDが100本ありますが、それについての貸出の状況は記載のとおりでございます。環境学習室の貸出状況でございますが、目的以外の一般利用の回数も、交通の便利なところでございますので、午前、午後、夜間、三つのパターンに分かれてございますが、稼働率が90%を占めております。

環境情報館の課題は二つでございます。一つは事業活動の硬直化ということで、16年4月に設立以来、8年を経過する中で、NPOの方々、いろいろ工夫していただいておりますが、やはり事業や講座が固定化する傾向がございまして、それから、2点目としまして、運営方法における役割分担のあり方でございます。区の職員もおりまして、区の職員とNPO、どこまでをNPOが行い、区がどこまでを行うのか、極力、地域のNPOが運営主体としての自由な発想を生かしていくためにどのようなことが考えられるか、そういった観点からの見直しが必要で、役割分担を考えていくことが課題だというふうに考えてございます。

改善・見直しの方向としましては二つございますが、まず運営主体である地域のNPOの発想を最大限生かすようにしつつ、社会的、国家的、現在で言えばエネルギー危機であったり、放射能であったりというような今日的な課題や地域の要望に応じていけるような施設にする、特色ある事業展開を進めていくということ。そして、2点目としましては、一部委託で一部直営という現在の運営形態が今後必要かどうかということ。地域が主体となって、地域運営ということで、自由な発想を最大限に生かしていくことが必要ではないかということで、執行方法の効率化を図る。この2点が改善・見直しとして必要だというふうに考えてございます。

私からは以上です。

○会長 はい。ありがとうございました。

この件につきましても、ちょっと質問と確認がありまして、すぎなみ環境ネットワークですか、NPOに委託をされて、委託料が1,450万となっているんですが、この事務事業評価表を拝見しますと、2,299万2,000円という、この差額は何に、別の何の委託になっておるんでございましょうか。

○環境都市推進課長 リサイクルひろば高井戸という、環境情報館とは別にリサイクル事業をやっているところがございまして、そちらの経費も含んでいる関係で金額が違ってございます。

○会長 残りがもう一件の委託ということでございますな。

○環境都市推進課長 はい。高井戸にございましてリサイクルひろば高井戸の方の経費になってございます。

○会長 はい。それで、NPOだからどういうふうな執行体制をされてもこれはいいかと思うんですが、委託の契約内容といいたいまいしょうか、それが別に非常勤だからいけないというつもりは全くないんですが、どういった体制でやるのが、質の確保とか、あるいは区としての事業の遂行上必要だということは、何か一定のこういうスタッフがいることが望ましいであるとか、そういう判断とか、あるいは若干マンネリ化する恐れがあるというお話がありましたが、NPOの方からプロポーザルであるとか、あるいは区の方から何らかの、こういうことをもっとやってほしいとか、あるいは別のNPOと競合するような格好で委託先を決めるであるとか、そういう工夫の検討というのは、もう既になされて、実績があるんでございまいしょうか。

○環境都市推進課長 まず1点目の職員の体制でございまして、「非常勤」というふうに

記載してございますが、事務局長が月 16 日勤務、事務局次長も 16 日勤務、あと、事務局職員として 16 日勤務の者が 3 名おまして、あと、補助員として、月 12 日勤務の者、10 日の者というふうに分かれてございますので、非常勤というふうに書いてございますが、それらの職員がローテーションで動いているということで、すぎなみ環境ネットワークという NPO としての一体性は保たれているものと考えております。

それから、環境情報館の運営についてでございますけれども、どうして環境ネットワークかということにつきましては、今までももちろん考えてきたところでございますが、複合施設としてのあんさんぶる荻窪を一体的に管理していくということを考えると、地域の環境団体の育成や相互連絡調整など、地域との密接なつながりということから考えて、区内で一番大きい環境 NPO 法人である環境ネットワークをお願いするのが妥当だというふうに判断してございます。

○委員 ということは、ずっと最初から随意契約の委託になっているということですね。

○環境都市推進課長 業者指定でお願いしてございます。

○委員 業者指定というのは随契ですね。

○環境都市推進課長 随契です。

○委員 僕は、その環境ネットワークというのは、杉並区が主導して作ったと聞いているとか、そう思っているんだけど、そうですね。別に、自然にわき出たというとおかしいけど、自然に誰か作ったわけではなく、杉並区が主導して作ったんですよね。

○環境都市推進課長 リサイクル協会というものが母体になりまして、それがすぎなみ環境ネットワークになり、現在、すぎなみ環境情報館とリサイクルひろば高井戸で地域の方々に、環境リサイクル活動にご尽力いただいているところでございます。

○会長 いや、何でそういう質問をさせていただいたかというのは、具体的な委託の詳細について、どちらが主導権を発揮できるのかということが知りたかったわけです。例えば、ここの普及啓発事業の中身とかということについて、委託ということはなかなか微妙な話で、でも「企画運営」と書いてあるから、かなり NPO の方の自主性に任せるということになります。そうすると、この事業というのはむしろ NPO に対するサポートになって、区の事業、区が主体としての事業とはまた違うような位置づけにならないのかなということで、区と NPO との企画運営についての分担関係というのがどういうふうになっているんだろうかというのが一番気になったんですね。それについて、わかる範囲で説明してください。

○環境都市推進課長 はい。施設の基本的な建物の管理等につきましては区の職員が行っておりますが、運営につきましては、講座の開催内容につきましても、講座の仕様書という形で、こういったジャンルの講座をやってほしい、こういった感じの自然観察会をやってほしいということは契約内容でうたってございますが、あとは団体の方に企画していただいているところで、こちらの希望は伝えてございますが、その辺は話し合いで、毎年度、更新するときに意見をお互いに交わしているところでございます。

○会長 うん。そうすると、難しいのは、必要な事業費も含めて、それがどういうふうにして、結局、一旦決まったものが参考になるんだと思うんですが、個々の普及啓発事業が必要かどうかということは、予算をどれだけつけるかということと密接に連動するものですから。しかし、NPOスタッフが、この委託経費でかなり賄われていることも事実なんだろうと思うんですね。そうすると、結局NPOの成長というか活動の水準というのと、区があんさんぶる荻窪のこの事業でどれだけ事業をやってもらうのかということと一緒にことになってしまっていて、それでいいのかどうかというのがちょっと迷うところがあるんですが、どういうふうにお考えなんでしょうか。

○環境都市推進課長 今後、できるだけ、地域のことは地域でというふうにご考えてございます、方向として。

○会長 よくわかりませんので、誰か別の方に補足願えますか。

○環境都市推進課長 すみません。違う言い方で言います。

○会長 どうぞ、〇〇委員。

○委員 今に関連して、契約内容にも関わるんですが、仕事の分担が今見直されているというときに、建物管理は区がやっていますよというのを聞いて、いささか「えっ」と思った。この種の建物、いわゆる公の施設は、指定管理という制度ができたもんですから、一斉にそういう観点からの目が入った時期があるじゃないですか。あるいは、みんな指定管理になった時期があるじゃないですか。建物管理だけ言うならば、最も指定管理に向いている部分でしょ。建物管理をやることについていろんなサービスが付いていってしまっていて、建物管理じゃない部分までやっているというところに逆に問題があるんで。それで、この建物管理は区がやっていて、中の企画的な内容をNPOがやっているということになりますと、何か主客逆転している感じですね。それで、とりわけて指定管理がこの数年間言われたときに、なぜ指定管理にしなかったのか。NPO側からすると、むしろ指定管理料をもらって、管理運営費用で経常費用を賄いながら、他の方の余剰でもって賄うのが、

実はNPOの、ある意味では本音的なところでもある。しかし、逆になっているんじゃないですか。

○環境都市推進課長 委員ご指摘のように、施設の運営管理ということにつきましては、その設置目的や効果などを勘案して、総合的に考えていくべき課題だというふうな認識は持っております。ただ、この環境情報館につきましては、複合施設でありますあんさんぶる荻窪の中に、複数の行政機関が入っております。

○委員 だから、それは3階、4階だけ指定管理にすればいいんですよ。全部やることないじゃないですか。そうやっているのはいっぱいありますからね。別に指定管理にすればいいとは言っていないんですが、この数年間、そういう観点から全体の施設を見るということが迫られたときに、なぜそういう目を通さずに、今になって役割分担なのか。何か特別の事情があったのかわかりませんが。むしろ指定管理にしまってから、ちょっとやり過ぎたから戻そうというのが今の多くの自治体ですね。管理運営は行政がやっていて、今になって役割分担をという、何かすごく全体の動きとずれている感じがしてしょうがない。NPOが建物管理をやってまずいことはないと思うんですね。使用許可なんて、そんなに大した政策判断ではないでしょう。使ってくださいよというサービス行政的なものが多いから、こういうのは指定管理的にやればいいはずなんです。

○委員 私、ちょっと、質問があるんだけどね。この施設維持管理業務ってあるでしょ。あそこには消費者センターとか、それから社会福祉協議会とか成年後見センターとか、いっぱい入っていますよね。その全部の施設を管理しているの。

○環境都市推進課長 貸し室業務を行っております。

○委員 ああ。ということは、別に、消費者センターとか、それから社会福祉協議会の入っている部分は管理していないということ。

○環境都市推進課長 そうです。

○委員 そうなんだ。

○環境都市推進課長 それで、先ほどの〇〇委員のご質問に対するお答えの一部にもなるかと思うんですけども、地域とのつながり、地域の力ということで、地域のNPOにお願いして今までやってきたという、そういう経過があって、指定管理にするという選択を現在までしてこなかったという経過がございます。

○委員 いやいや、地域に随契で指定管理をやっているのはいっぱいあるじゃないですか。本来そうあるべきじゃないと思うけども。だから、今の説明は全然違う話をしたんじゃない

いですか。

○会長 どうぞ、○○委員。

○委員 今の関連でいいですか。ということは、地域に、他にこういった活動をしているNPOはないということですか。地域と密着ということであれば。

あと、このNPOへの委託を見直す予定はないということですか。委託の内容を議論したいということですか。

○環境都市推進課長 区内に40団体の環境団体がございしますが、一番大きくて、財政的な規模もしっかりしているところがすぎなみ環境ネットワーク、委託先になってございます。

○委員 いや、小さいところでもしっかりしているところはあるのではないですか、具体的にはわからないので、何とも言えないですけれども。例えば、総合評価的な観点を取り入れることによって、要するに、もっとコストダウンして内容がよくなるという可能性はあるわけですよね。そうした場合、今委託されているNPOとしても、コスト面や内容面でおそらくいろいろ工夫されると思うんですね。競争原理をそこに働かせるべきだと思うんですが、そうした意図が全く見えないんですけれども。

○環境都市推進課長 はい。私ども、財政援助団体として、すぎなみ環境ネットワークに400万弱助成をしていることがございますので、財団等の経営評価を毎年行って、先生方にも見ていただいているところなんでございますが、非常に計画性や目的適合性、健全性、効率性に優れていて、バランスの取れている団体だという認識を持っていて、現在に至っているということがございます。

○委員 今のNPOがいいとか悪いとか言っているものではなくて、他のNPOの方たちと競争することによって、もっといいものが生まれるのではないですかということ。そこを区が、要するに止めている、ふたをしているように思えるので、その辺はどう考えていらっしゃるんですかということをお聞きしたいということ。です。

○環境都市推進課長 今後につきまして、この場でいろいろご意見をいただいて、さらによいものにしていきたいという考えは持っております。

○委員 ちょっと、話が最初に戻るんだけどね。23年度予算は、前年度なんかを見ると、5,000万も増えていますね。これは、何なんですかね。

○環境都市推進課長 申し訳ございません。それは半分以上がリサイクルひろば高井戸の方の運営経費、賃借料と使用料になってございますので、すぎなみ環境情報館の予算としては、ここに記載してございますとおりです。

○委員 その高井戸の方は、今までなかったの。

○環境都市推進課長 ええ。今まで清掃管理課の方で所管しておりましたものを私どもの方で23年度から受けましたので、今年度から予算規模が大きくなっているということがございます。

○委員 随契でいいのかどうかということは、もう少し競争性を導入すべきじゃないかというようなことは当然指摘されるところですので、それはそれとして、またご検討いただく必要があると思うんですが。

それ以外のところで、もう一度ちょっと確認させていただきたいのは、いわゆる一部委託と一部直営とが混在してしまっていて、その役割分担のあり方を今後見直していくんだということが方向性として出されているんですが、そもそも施設の維持管理、ここは、今、区でやっているということはクリアで、それ以外の部分がどうも役割分担がはっきりしないということなんでしょうか。どの部分を、見直す必要があるのかということ、もう少し明確にちょっとご説明いただきたいというのが1点目です。

○環境都市推進課長 区の役割として、こちらのスライドに挙げてございます事業をやっているわけでございますが、自然環境調査、これも民間、地域との協働でやっている事業でございますし、環境博覧会についても同じでございます。その他としまして、細々した貸出というか、カラスよけネットでありますとか、コンポストの助成でありますとか、そういうものも区でやっておりまして、そういうものもお願いできたり、それから基本的に、もっと企画の段階から、指定管理に近い形になりますけれども、もっと、より私どもの委託の仕様書のあり方などの見直しをして、NPOに力を発揮してもらうような形にして、地域で今抱えている課題を解決する、課題解決型の環境情報館にしていきたいというふうな考えを持ってございます。

○委員 その他の部分をもう少し任せられないかという、そういうイメージでよろしいんでしょうか。

○環境都市推進課長 はい。それプラス、機能的に課題解決型によりなっていくように、仕様書の部分を検討してまいりたいというふうに考えてございます。今、仕様書でかなり細かく縛り過ぎているというふうに感じてございますので。

○委員 はい。あと、もう一点いいですか、お伺いしても。

○会長 どうぞ。

○委員 この21ページの評価表なんですけれども、一番上の(2)の事業実績というところ

で、環境情報館ですから、そもそも環境活動とか環境学習の拠点としてつくられたところであるわけですがけれども、ただ、その環境活動のための利用は全体の3割にとどまっていると。それ以外は目的外使用ということなんですけれども、そもそも目的外使用の中身がどういうものなのかというのを、ちょっとお伺いしたいということ。

それと、先ほど登録している団体が利用する場合は無料だというお話でしたが、こういった目的外使用も含めて、それ以外のケースについては使用料を徴収しているという、そういう理解でよろしいんでしょうかということなんです。

○環境都市推進課長 はい、そのとおりでございます。環境活動は無料で、優先的に部屋が押さえられるということがございます。一般利用につきましては、それよりも条件が厳しいといいたいまいしょうか、環境団体でございますと2カ月前から予約できるけれども、一般ですと、「さざんかねっと」という登録システムがございまして、それで1か月前からしかできないとか。それから、使用料につきましては、午前1,100円、午後1,500円、夜間1,500円といった使用料をいただくことに、目的外の一般利用の場合はなっております。

一般利用で多いものは、例えば、語学の学習でありますとか趣味の会でありますとか、地域の方々のご活用になっていらっしゃると思います。

○委員 もう少し環境活動に関わる利用率を上げていこうとか、そのあたりの方策といいますか、方向性というのは検討されているのかどうかということをお願いします。

○環境都市推進課長 はい。環境団体連絡会などを通じまして、より利用を呼びかけているところでございますが、環境団体はファジーなところもありまして、実はこの環境情報館の学習室の他に、3階に情報資料コーナーがございまして、ここに20脚ぐらい椅子があります。フリーに予約なしでそこでは集まって、物も食べながら話もできるということもありまして、そちらをご利用になる方も多いので、全体の利用としてはあるかと存じますが、環境学習室の活動としてはこういった状態になってございます。

○会長 今のはあれですよ、環境学習室の利用率が目標より下回っているから、逆に、目的外利用でも使ってもらわないと、なかなか率が上がってこないということの裏返しでもあるんじゃないんですか。

○環境都市推進課長 結果的に、何と申しましょうか、環境活動で使うのが3割ぐらいになっているので、逆に、残りの6割が目的外利用の趣味の会であるとか、そういった会の利用になっているという実態はございます。

○会長 ですから、それは逆に言うと、委託契約で、例えば目的利用の率をこれぐらい高

めれば減額しないんだけど、一定に達成しなければ少しペナルティ的に委託料を引き下げますよとか、ちょっとそれは厳しい表現かもしれませんが、そういうような契約体系をNPOに対しておやりになるならば、それぐらいは言ってもいいのではないとか、そういうことは考えられると思うんですが。

〇〇委員。

〇委員 もしコメントがあれば、今について。

〇環境都市推進課長 申し訳ございません。区の他の施設の目的外利用につきまして、そういう措置を行っているところがございませんので。

〇会長 ないからこそ、全体的にそういう展開で考えるべきだと思いますが。

〇環境都市推進課長 ありがとうございます。

〇委員 またそもそも論になってしまいますが、これまでのご説明から、「すぎなみ環境情報館」ありきの議論をされているように思えてならないんですね。ましてや、環境活動のための利用が約3割、本当にここが拠点としてこのまま続けていくべきなのかという、ここを拠点にして推進していく、その必要性が理解できない。その辺をどう捉えているのか。それで、本当にここが必要であるならば、NPOに対しての対応等々をじっくり見直していくということは必要になってくると思うんですが。そもそも、ここありきの議論になっている理由は何ですか。

〇環境都市推進課長 はい。平成16年に環境団体の皆さんの悲願であった環境情報館を荻窪駅徒歩3分という利便のいい土地に設けまして、そこで環境団体が23団体だったものが40団体になり、1,000人程度の方が、毎年、講座等の利用をされるということで、地域に定着してきております。そういったことがございますので、情報館ありきになっているのではないかと委員のご指摘についてでございますが、やはりここはなくてはならない施設で、もっともっと活用していきたいというふうな観点で考えております。

〇会長 どうぞ。

〇委員 そういう経緯があればあるほど、どこかの節目でもう一回総合評価をするということがないと、施設がずっとなくてはならないで来て、そこにセットで最初から環境ネットワークというNPOがあったようなものです。それがずっと随契できているというのは、やっぱり長い目で見ると疑問です。別にネットワークの能力が云々ということじゃなくて、契約期間が短いと、それは相手に気の毒だから、指定管理でも、今、長目にしようというのがないですか。3年とか5年で切って、総合評価して、環境ネットワークという

NPO 自身も他と競い合うタイミングをどこかで設ける方がいいと思うんです。それで、もっと仕様を緩やかにして自発性を生かせるようにというならば、そういう目的でコンペをやったとき、もし小さいところでも、一応聞くに値するところがあったらあったでいいじゃないですか。それで総合評価して、3グループぐらい出てきたら、その中で5年に1回ぐらいは、環境ネットワークも、まな板の上でお互いの良し悪しを見てもらおうというふうにした方が僕はいいと思いますけど。それがないと、歴史的にみんなの悲願でできた建物とNPOとしての支援がセットで、かつ随契という、もう全部ずるずるとつながっているみたいなもので、それはお互いによくないということです。だから、さっき指摘しましたが、指定管理がすべていいとは思わないけども、施設管理に今特に意識があるならば、3年遅れというか5年遅れの指定管理をここで総合評価的にやったらいかがですか。

○会長 この評価は団体経営評価ではないのであまり深入りはしませんが。ですから、NPOとの関係はこの事務事業評価の中身なんですけど、結果的に、目的が、環境配慮行動を区民がより行うようになるということに対して、この会館の運営がどれぐらい寄与しているかということが一番重要なわけですよ。ですから、それについてはデータか何かお持ちなわけでございますか。NPOのこういう自主的な活動が環境配慮行動を高めているということにつながっているということですね。

○環境都市推進課長 これも受託事業でありますので、ちょっと申し上げにくい点がございますが、リサイクルの自主グループでの回収の受託や、要らなくなった家具の不用品交換コーナーをリサイクルひろば高井戸の方に設けて、自主事業としてやっているという実績がございます。それで、講座等の利用者の方にはアンケートをとっていますが、いらっしゃる方には概ね好評でございます。

○会長 うん。それはそのとおりでと思うんですが、区の方としても、内容が固定化するということは、逆に言うと、受講する方も固定化しているのかどうかという、そういう調査はなさっておられるんでしょうか。要するに、満足度とか良かったとかということだけではなくて、より多くの区民の方がそういう環境学習に参加するということがまず必要ですよ、環境配慮行動のためには。ただ、単なる満足度とか良かったとか好評だったということではなくて、どういう層がここの情報館を訪れて、環境配慮行動につながるような働きかけがなされているかどうかということ、このNPOがそういう調査はされているんでしょうか。

○環境都市推進課長 NPOの方で独自に調査はしているということでございますが、区

として、できて8年経ちますので、悉皆で調査する必要はあろうかというふうを考えております。

○会長 いや、悉皆でやる必要はなくて、たまたまでいいと思うんですけども。

○環境都市推進課長 いらっしゃった方にですか。

○会長 何回目でしょうかとか。初回の方が多し事業がやっぱりいいんだと思うし、何回か聞かないとわからないようなシリーズものであれば、むしろ継続的に受講されている率がどれぐらいかという調査が必要でしょうし、単発で非常に劇的な効果があるような講座であれば、むしろ多くの区民の違った階層の方にご参加いただくことが重要だと思いますので。ぜひ、そういうことをおやりいただいて、NPOとの契約はなかなか難しいと思いますので、その中で効果を高めていくような方策を行っていくほかはないと思うんですけども。

○○委員。

○委員 この存在ですね、環境情報館の存在を区民の皆さんはご存じなのか。それから、例えば、学校ですとかそういったところへの働きかけといいますか、そういったものやられているのか。その辺はいかがですか。

○環境都市推進課長 駅に近いということもありまして、大きく看板を出しておりますので、中央線からもよく見えて、多くの区民の方がご存じな場所になっています。あんさんぶる菘窪として認識されている方も多いかと思います。

学校につきましては、延べで71校、小学校から高校まで、環境学習の支援にこのNPOから入っているということがございます。22年度で申しますと、支援を受けた人が5,000人以上いるということです。

○委員 情報館に来られている、ここで勉強している学校はないということですか。

○環境都市推進課長 環境情報館の講座に学校の生徒さんがいらっしゃるということはありますけれども、出前で学校を支援するという形で、環境学習の時間、例えば、生活の時間であったり、そういったところでの理科の時間の支援をしているということがございます。

○委員 私の意見では、「杉並区の事業」とありますよね、24ページの上ですね。これは別に杉並区でなくても、別にNPOでも、全くNPOができないということは何もないですよ。だから、別にこれ、混合というのかな、分けないで、1カ所でやった方が効率がいいと思うんだけど。私は、杉並区はもう、全部NPO法人に任せたいと思うん

だけだね。その方がいろんな連絡もスムーズにいつて。これを見ていると、杉並区の事業で、NPO法人ができないことは何もないんですよ。例えば、公式ホームページの管理だって、これだって別にNPO法人がやってもいいわけですよ。悪いという理由はないですよ。公式というから、杉並区の間しかやっちゃいけないということはないですよ。だから、全部NPO法人に任せても何の支障もないと思うんですけどね。そうしたら、その方がうまく機能すると思うんですがね、1か所でやる方が。それはどう思いますかね。

○環境都市推進課長 はい。ご指摘の広報に掲載するという点につきましては、区の職員でないとちょっと難しいところがございますが、区の公式ホームページの環境情報館について、運営も委託するということが可能だというふうに考えます。

○会長 ですから、これは微妙な問題なんですよ。ですから、一種の丸投げ的な状態であれば、だから、そういう考え方も経費面ではあると思いますし。

○委員 いや、経費面よりも、もっと仕事がスムーズに行くんじゃないですかね。これは私の仕事だとか、そういうトラブルもないし。

○会長 それが、ただ固定化した人にやらすことがいかどうかという問題が別途ありますけどね。ですから、十分可能だと思います。ただ、いずれにしても重要なことは、本来の目的に沿った活動を、この拠点を通じてやっていただいているかどうかということですよ。それと同時に、環境NPOはここ以外のところもあるわけですから、そういう層が育ってきているかどうか。逆にここが一つだけ強いところになって、層がそこに集中せざるを得ない面もあるんだと思うんですが。そこら辺は、ちょっと状況が理解できませんけれども。ここはここで、本部は別途お持ちなわけですよ、環境ネットワークは。

○環境都市推進課長 はい。

○会長 ですよ。

ほかにご意見は。あまりご意見ないですか。どうぞ。

○委員 小さいことで、ちょっと補足を。そうすると、区の事業として一番区らしさを持っているのは、ここで言うと、連絡調整というところなんですか。言葉だけから推測するから、中でどんなことをやっているかわからないけども。例えば、実施的なものとか、今のホームページの管理だとか、調査的なこととか、それはもう、まとめてだろうが個別だろうがみんな委託できるんだから、当然、今の環境ネットワークに委託できますよね。だから、連絡調整というのも、多分、区としての環境NPO、あるいは環境政策についてのある政策的な判断をお伝えして、こちらの方への方向づけを行うといった、一種の動機づ

けをやるようなことでしょうか。それは一種の会議の場で、例えば、月1回あるいは四半期に1回のような会議をやっているのがこの連絡調整かなと想像しているわけです。そのところはやっぱり、区でないといかんということなのではないでしょうか。その連絡調整というのはある意味では固有の事務だから区で配置されている職員3人がやるよりは、本庁の人が行ってやるわけでしょう、要するに課長さんご自身が。

○環境都市推進課長 いえ、その辺の連絡調整、館の植栽ボランティア等も十数名おまして、そういったボランティアとの連絡調整等も含めて環境情報館長がしているところがございます。

○委員 いや、その連絡調整というのは程度がいろいろあるから、どこまでが区の固有の仕事かを本当に突き詰めていったときに、区がどうしても手放せないものは何かを考えれば、区が持っている新しい政策とか、区のNPO団体や区民に伝えなくちゃならないというようなところは、区がやるしかないから、そこに行き着くだろうということを申し述べているわけです。

○環境都市推進課長 委員ご指摘のとおり、そのところと広報の仕方。

○委員 広報の中身ですよ。

○環境都市推進課長 掲載するという作業ですね、その辺のところだけになってくるということは究極に言えると思います。

○会長 はい。

ほかにございませんか。資料の整備等のお金というのは、これは別途、この委託費とは別予算として措置されておられるのでしょうか。

○環境都市推進課長 恐縮です。もう一回おっしゃっていただけますか。

○会長 情報資料コーナーの図書とかビデオ等の整備につきましては、これは委託費とは別途、区の方で整備されて、どれぐらい予算がついているのでしょうか。

○環境都市推進課長 はい。区の方で年間50万円程度。

○会長 50万円ですか。

○環境都市推進課長 はい。私ども環境セクションが20万円、消費者センターが20万円、リサイクル関係で清掃管理課が10万円というようなわけで、50万円になってございます。

○会長 そうですか。それで、その金額に相当するものでちょっと気になっていたんですが、先ほど来の学習室の一般利用のこの使用料というのは、ここの受益者負担金の中にも入っていないということは、NPOの方に入るということですか。

○環境都市推進課長 いえ、区の歳入になります。

○会長 そうすると、それはどこに入っているんですかね。財源というところには載っていない。

○環境都市推進課長 すみません。区の歳入になりまして。

○会長 区の方に入ってくるということですね。

○環境都市推進課長 はい。区の歳入になります。

○会長 ここには入らない。区の一般的な雑収入か何か。

○環境都市推進課長 はい。手数料、施設使用料ということで。

○会長 なるほど。

○環境都市推進課長 申し訳ございません。この画面の下に「使用料」と書いてございますのが、施設の利用率として、一般利用から目的外利用ということで徴収して、区の歳入としているものでございます。

○会長 そうですか。でも、何となくその金額相当分が整備費になっているという、そういうわけでもないんですか。

○環境都市推進課長 それとはちょっと違います。

○会長 そうなんですか。何かそういうふうな理解に、財源はないから、多分そういうふうにされているのかなと思いました。

そうしますと、その割には貸出の需要というのはそんなにないということは、やっぱり図書館とかの方に集約した方がいいということなんですかね。それとも、こういう環境的な関連の図書、ビデオ等はここで充実した方がいいのか、そこら辺は判断が迷うところですが、どんなふうなんですかね。

○環境都市推進課長 私ども環境情報館には、環境関係、消費者関係、そういった生活に関する図書を集中的に約5,000冊集めてございます。

○会長 ええ。書いていましたけどね。

○環境都市推進課長 すぐ近くに中央図書館がございまして、10万冊の蔵書がございまして。近隣の南荻窪図書館という図書館が環境をテーマとした収蔵をしておりますので、そこと連絡調整をいたしまして、互いに図書の融通をして貸出をしたり、そういったような取り組みをしているところでございます。

○会長 ただ、気になるのは、でも、その担当のために人が多分おられるんでしょ。

○環境都市推進課長 1名。

○会長 ええ。ですから、細かい話をすると、そういうことも気にはならないわけではないんですが。

○委員 これ、22年度の貸出件数、524件で、524冊ということ。

○環境都市推進課長 そうです。

○委員 少ないな。そうなんだ。

○会長 まあ、細かい話なんですけどね。あえて言いませんが。

わかりました。いずれにしても、事業の内容は、これは必要だとは思いますが。だから、結局NPOとの関連というのは、でも、これは団体経営評価の中でさらにまた精査をすることになると思いますので、それはそれでいいかと思いますが。

一番気になった点は、ですから、やっぱり環境配慮行動に結びつくような事務事業になっているかどうかということですね。これについていろんなデータをおとりになって、意義あるものにしてやっていただきたいということで。ですから、そういう意味では、別にこれは現状維持でいいんだろうというふうに思います。

ただ、体制については、〇〇委員からもお話があって、区の方もお考えのように、どこまで区として、今後、再任用等も含めたような、ある意味では正規の職員の方ではあるんですが、やや変則的な、区とNPOとの分担関係ですね。これをどういうふうに切り分けをしていくかということについては、もう少し検討をしていただければと思います。というのが私の案なんですけど、他の委員の方から補足等がございましたらお願いしたいと思いますが。

これも〇〇委員のご専門に近いですが。

○委員 環境というだけで。

○会長 環境法ですから。

○委員 別に、私の専門では。環境法が専門なんですけれども。

いや、環境に関わらず、受益者負担のあり方がこれでいいのかというのは、ちょっと気になるところなんです。登録団体が利用する場合は無料だと。本当に無料じゃなきゃいけないのかというのも、一つ議論としてはあるのかなということ。それこそ受益者負担の原則にのっとれば、必ずしも無料にしなければいけないという理由というのはないんじゃないかとも思いますし、それから、公平性の原則から考えても、登録団体だけということで果たしていいのかというところが。

すみません、先ほどご説明があったのかもしれませんが、私、聞き逃してしまったのか

もしれないんですが、登録団体に入っていないところが環境学習目的で利用する場合はどうなるんですか。

○環境都市推進課長 環境情報館に環境団体として登録されたところは無料になりますが、他の団体が環境目的で何かなさりたい場合は、「さざんかねっと」によって使用料が2分の1に減額される、そういう制度がございますので、1,500円のところだと750円、そういったような利用の形態がございます。

○委員 いずれにしても、環境目的だったら一般利用よりは安くなるわけですね、登録団体以外でも。

○環境都市推進課長 恐縮です。申し訳ございません。説明が悪うございました。一般的な区内の団体に登録しますと、さざんかねっとに登録しますと、2分の1減額になるということで、環境目的云々ということではございません。

ただ、登録団体以外で環境目的で使われるというところが今のところないということがございまして、現在のような形になっております。

○委員 今の金額については、要綱で定めているんですか。こういう場合は減免とか、今の2分の1とか。それとも、全体の手数料条例の中ですか。

○環境都市推進課長 手数料条例で。

○委員 その中でやっているんですか。

○環境都市推進課長 はい。

○委員 じゃあ、なおさら手数料条例の中に登録しているとか登録していないという、そういうような条件をつけることというのは普通あり得ないと思うのですが。

○環境都市推進課長 それは規定で減免の方は行っているところです。

○委員 通常、条例で定めるときは、目的で区別したりはあるけれども、登録でというのは、普通は考えられないですよ。あまりにも特殊では。

○環境都市推進課長 環境目的である団体が目的利用として使用する場合ということで、それは規定で登録した団体ということになっております。

○委員 いや、よくわかりませんが、2分の1にするやら何やら、本当に小手先のことを条例で定めているとはとても思えないし、それは非常に説明がしにくいですよ。つまり、登録していれば全額だけでも、登録していないと満額というのは、あんまり条例には、理屈としてなじまないですよ。

○環境都市推進課長 行政財産使用条例で、目的利用は無料で目的外は有料ということに

なっていて、それでその減額については規定で、登録団体というか、さざんかねつとに登録しているところは減額するということになってございます。

○会長 よろしいですか。

細かい点でいろいろ改善の余地のところはありますが、いずれにしても、結論は先ほど来申し上げましたとおり、現状維持で、本来の目的を達成する方向で、さらに事務事業を精査していただきたいということでもあります。

○委員 会長、すみません。それで、今後の事業内容の変更といたしますか、今後の方向性の中に、受益者負担のあり方についてもあわせて検討するというところをつけ加えていただければと思います。

○会長 はい。それも検討すると、そういうことです。今のは追加いたします。

他によろしいですか。

（ なし ）

○会長 はい。それでは、時間も参りましたので、すぎなみ環境情報館については、これで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

○環境都市推進課長 ありがとうございました。

○行政改革担当副参事 それでは、説明員の入れ替えをいたしますので、ちょっと短いですが、4時5分から開始したいと存じます。

（ 休憩 ）

（ 再開 ）

○会長 それでは、お揃いにもなりましたので、少し早いかもしれませんが、ただいまから4番目の評価であります「教職員研修所」につきまして、教育委員会の方ですか、担当の方から説明をお願いします。

○教育委員会事務局次長 よろしく願いいたします。教育委員会事務局次長の吉田でございます。

では、本日説明に上がっている者の紹介をさせていただきます。

この事業の担当課長でございます学務課長、日暮でございます。

○学務課長 日暮です。よろしく申し上げます。

○教育委員会事務局次長 また、教育委員会事務局の中で教員の研修等を担当しております、どうぞ。

○統括指導主事 統括指導主事の白石でございます。よろしく申し上げます。

○済美教育センター副所長 済美教育センター副所長の田中でございます。よろしくお願いいたします。

○教育委員会事務局次長 あと、ここに2名ほど、事務方の職員が控えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○会長 はい、どうも。

では、よろしく、説明をお願いいたします。

○学務課長 はい。それでは、私の方から評価対象事業についての説明に入る前に、申し訳ありません、既にお渡ししている資料の訂正をお願いしたいと思います。

資料の31ページをあけていただきたいんですが、31ページの上の方の「(3)改築後(平成8年度)からの経費内訳の変化」というところの表がございますが、その下の経費の部分、平成22年度の金額でございます。委託料の「4,453万338円」と記載しているものを、申し訳ございません、「4,803万338円」、並べて言いますと48030338に訂正をお願いいたします。あと、もう一点、その下のその他の「595万4,905円」という金額を、「245万4,905円」、棒読みしますと2454905です。訂正の方をお願いいたします。

訂正の理由でございますが、誤って、一般区民利用予約の受付業務委託の部分の350万をその他の欄に計上したためでございます。誠に申し訳ございませんでした。よろしくお願いいたします。

それでは、評価対象事業の説明に入らせていただきます。正面のパワーポイントの方をご覧ください。

まず、教職員研修所の設置の目的でございますが、杉並区立学校教職員研修所条例第1条に定めるとおり、区立学校に勤務する教職員が職務の遂行に必要な知識の習得を図るため設置したものでございます。

昭和40年に現在の地に教職員研修所「秋川荘」として、木造2階建て、建物延床面積718.74平方メートルで開設いたしました。その後30年が経過し、建物の老朽化やコンピューターやAVシステムの活用の必要性から、平成6年に改築工事を開始し、平成8年に完成、現在の建物となったところでございます。今ご覧いただいている建物の写真は、建て替え前の教職員研修所でございます。

建て替えられた施設の概要でございます。鉄筋コンクリート造、地上2階、地下1階、延床面積は1,179.56平方メートル、旧施設と比較しまして約1.6倍に広がり、収容人数は50名となっております。建物内は、宿泊室10部屋のほか、食堂、浴室それから研修室等を備

えておりまして、また杉並から電車で約2時間の距離にあることから、宿泊研修施設として交通利便性もよい施設となっておるところでございます。

次に、杉並区における教職員研修の現状についてご説明いたします。

杉並区立学校の教職員の研修は、大きく、職層研修、経験年次必修研修、教育経営研修、教育課題等研修の四つに区分され、年間を通じて、教員の資質並びに職務能率の向上を目的に実施しているところでございます。

平成22年度では教員約1,400名全員が何がしかの研修に参加しておりまして、そのうち教職員研修所を利用するいわゆる宿泊研修でございますが、初任者研修、それから師範館研修、杉並区教育研究会研修など8回、延べ19日、研修参加人数は217人となっているところでございます。

当該施設は、こうした区立学校の教員の研修のための利用のほか、研修に支障がない時には、目的外利用として、区立学校の児童・生徒の校外学習や区内の在住者及び在勤者などの保養のための施設としても利用されておりまして、そうした利用者は年間約5,400人に上るところでございます。こうした目的外での利用も含め、当該施設の年間利用実績を見てみますと、この5年間の利用人数は年間平均で約6,000人で、客室の稼働率でございますが7割を超えており、他の宿泊施設と比較いたしましても、さほど低い稼働率となっておりません。しかし、施設の本来目的である研修での利用の割合を見てみますと、年間600人弱で、全体の1割程度にとどまっており、施設利用の多くが目的外での利用となっているのが現状でございます。

最後に、当該施設の課題と改善・見直しの方向についてご説明させていただきます。

教職員研修の運営をしていく上で、大きく二つの課題があると考えているところでございます。

第1点は、先ほど申し上げましたとおり、本来目的である研修利用の低さでございます。研修所開設当初の昭和40年ごろは、約2,000人の教員が研修として本研修所を利用しており、利用者全体のうち約6割が研修利用でございました。しかし、その後、建て替え工事期間を契機に、宿泊研修から区内施設での研修への移行や、研修内容の整理により宿泊研修が激減し、平成22年度実績では研修利用として8回の宿泊研修に留まっているのが現状でございます。また、教職員研修は計画的に実施されており、今後も当該施設を利用した宿泊研修の増は見込めないことから、教職員研修の宿泊施設としての必要性は薄れたものと考えているところでございます。

第2に、今後の年間の維持管理経費の増加が予想されるところでございます。年間維持管理費経費は約5,700万円となっており、年間の使用料収入の約880万円を差し引いても、約4,800万円の維持管理経費が必要となってございます。それらの基本的な維持管理経費に加えて、今後、設備面でも老朽化により修理や買い換え経費の増加が予想されます。こうした点を踏まえますと、経費面での課題が大きいと考えているところでございます。

以上、施設の運営上の課題を2点申し上げました。

こうした課題を踏まえまして、今後の改善の見直しの方向でございしますが、教職員の宿泊研修施設としては廃止を基本とし、目的外利用の状況を考慮しながら、施設活用の見直しを図ってまいりたいと考えているところでございます。

教職員研修所に関わる事業説明は、以上でございします。よろしくご審議のほど、よろしくお願いたします。

○会長 結論的にはそれでいいんだと思うんですが、何点か確認したい点は、こういった施設は、他の区ではどうなのかということと、現在この施設の管理委託をされているということなんですが、旅館業法の制約があるのでできないということもそのとおりなんですが、現在、結局、何名の方が総合管理委託の委託先で働いておられるのかということも、わかれば教えていただきたいという点。いずれにしても、かかっているコストに対する収入見合いからいうと、稼働率は7割でも6分の1ぐらいしか回収できないということは、それはコストと支払い面からいえばそういうことなんですが、逆に言うと、何ゆえに急激に利用が低くなったのかという理由が一番問題であろうと思うんですが。それで、また平成12年からこういうことが議論されてきたんですが、何でまた10年ぐらいこれにかかったのか。この議論にです。その3点を教えていただけますか。

○学務課長 はい。では、最初に23区の設置の状況ということですが、このような教職員研修所というのは、23区では私どものところだけです。他にはございません。

○会長 それは、昔あったんだけど今となってはということですか。それとも、もともと設置していたのは杉並区だけだということですか。

○学務課長 具体的な確認といえますか調査をさせていただいているわけではありませぬので確かではありませぬけども、聞いているところでは、既にお持ちになっていたということは聞いたことはございませぬ。

○会長 そうすると、目的がいま一つよくわからないんですが、どういう経緯でできたんですかね。

○委員 同じことなんですがね。そもそも、多分杉並区だけじゃないかなと最初思っていたら、やっぱりそうだったんですね。この種の義務教育の教員の研修という役割分担は、東京都の教育委員会がやるんじゃないんですか。基本的には、人事権とかはまだまだ向こうにあるじゃないですか。ですから、通常はこの種の研修施設があれば、都は持つということはあるんですけど、何で杉並がそもそも持ったのかなというのが最初から疑問だったのです。これは都と区の関係はどうなっているんですか。

○学務課長 研修の役割ということですよ。

○委員 ええ。

○会長 いずれにしても、最初何で作ったのかということですね、重要なことは。今となってはこういうふうに措置されるということは全く問題ないんですが。

○委員 多分、都の施設があるんなら、そちらを利用すれば、何ら他の区も困らないと思うんですよ。実際、困っていなかったと思うんです。

○学務課長 今の東京都との役割分担の話は、ちょっと、後でまた回答させていただくということで。

まず、先にお話しいただいた社員の話。先ほど会長の方からお話しいただいた質問ですが、委託先の社員でございますが、社員としては5名、あと、パートが7名の形で対応しているというところでございます。

あと、もう一ついただいたのが、なぜ急激に減ってきたのかということと、さっきの○委員がお話しになった、そもそも東京都の役割はどうかという2点でございますけれども。それでは、そのことについて。

○済美教育センター副所長 まず、東京都と杉並区の関係でございます。都費の教職員でございますから、本来的には都の方で担うものでございます。その中でも初任者研修については、都の要綱の中で、宿泊研修を都の予算の中でもともとはやっていくというようなことでもございました。ただ一方で、杉並区は、長い間、杉並区独自の教員の研修のあり方あるいは研究というものがありまして、各研究団体を自前に持っておりまして、そこが主体的に研究をやってございましたので、この研修所を利用しまして自主的な宿泊研修が行われておりました。

そして、もう一点でございます。そういう中で、平成5年から平成7年の間に、一時、改築という動きがありました。それがちょうど週5日制の動きと重なってまいります。週5日制の中で、平成4年に月に1回土曜日が休みになる。そして、その次に、7年に週2回休みに

なるということで、この3年間の休止期間に、主体的にやっていたどの団体も、今後どうしていくのかというような検討が図られました。そのような中で、授業を大切にしていくという観点から、それぞれの中で見直しが行われまして、改築後は週5日制の動きとクロスの中で減っていったというような状況でございます。

○委員 減っていったのは別の理由でしょう。一般的に宿泊研修は、週5日制と関係なしに、公務員の一般的な研修における宿泊は減っていますでしょ。もっと短時間で研修をやるというのが傾向で、それで減っているだけのことじゃないですか。教育に限らず、すべての行政職員で宿泊研修は減っていますよ。

○済美教育センター副所長 はい。こちらの方で、先ほど少し説明が不足しました。平成4年度までやっていた研修は、例えば、土日にやっていたわけではなくて、例えば、月曜日の午後に出まして、次の日の午前中までやっていくというような、そういうふうなウィークデーを活用した研修でして、やはりそのところについては、今、委員の方からご質問がありましたとおり、少し授業に支障の生じることが多いという中で、全体的な研修を減らしていくというような、そういうふうな動きが図られたことは事実でございます。

○会長 ちょっと、あまり明確な、当初開設した目的として、少し理解に苦しむ説明がありました。

どうぞ、他の委員から。

○委員 そもそも研修をわざわざ宿泊してまでやるという意味ってあるんですかね、と思うんだけどね。僕はないと思うんだけどね。ただ、あれかな、人間関係をやっぱりよくするとか、友好しかないと思うんだけどね。

○委員 いや、昔はそういう一種の日本的な団結みたいな、そういう目的の宿泊がはやっていた時期があった。それは公務員に限らず民間もそうだと思う。だんだんそういう時代ではなくなってきたのでしょうか。

○委員 社内旅行だって、どんどん若い人が参加しないというからね。

○委員 そうそう、そのとおりです。

○委員 これ、意味ないと思うね。宿泊ということに関しては、今は。最近の若い人は嫌がるよね、今は。

○委員 そう。

○統括指導主事 実は、初任者研修という、教育公務員特例法に定められた研修において宿泊の研修がございまして、東京都の要綱で2泊3日程度の宿泊の研修を行うというのが1

項目入っております。そこで、初任者、1年目の教員につきましては、東京都のすべてのところで、2泊3日程度の宿泊研修を法で定められたということで実施をしているところがございます。

○委員 私、予想するに、これ、できたのが昭和40年でしょ。40年って、東京オリンピックの次の年だよ。あの頃は、もう税収が入って、しょうがなかった。だから、もう使い道がなくて作ったんだと、僕は予想しているんだけどね。多分そうだということだね。よっぽど税金が入ったと思うんですよ、あの頃は。だから、何とか、こう使い切ろうと思って、作ったと思うんだよね。

○会長 いや、もう一つ質問していたことについてお答えがないんですが、平成12年に見直しの方向性が出ているわけですね。それが何ゆえに、というのは、要するに売却ができないなり、あるいはほかの活用方策が、いい知恵がないということであれば、この場で及んでも同じ結論になるので、その間の経緯をむしろ説明していただかないと、我々としても判断が困ると思うんですが。

○学務課長 今の、平成12年の検討。

○会長 はい、そうです。

○学務課長 いわゆる宿泊施設等のあり方検討会というものの検討結果報告でございますが、ここで検討されましたのは、私どもの教職員研修所も含めて、六つの宿泊施設について、そういった民営化の型として四つ挙げまして、その四つのいずれかで対応可能かというような検討がなされたようです。具体的に申し上げますと、民営化の型を、まず、民営化A型として、貸借……

○会長 要するに、全部できないという結論になったわけでしょ。

○学務課長 いえ。その中に、公営全面委託型という型がございまして、この研修所については、この型が妥当だというような結論が出たというところがございます。

○会長 それは目的外利用で我慢しようということで、再三、要するに持ち出しになっても、これは致し方ないという前提ですよ。

○学務課長 独立採算では難しいということですよ。

○会長 ということは、その判断がずっと来ているとすると、何ゆえにこの時期にその判断が覆るということになるんですか。

○学務課長 まあ。

○会長 そこを説明していただかないと、我々としても判断に困るんですが。

○委員 この文章も、それが色濃く出ているんです、今後の見直しの方向ね。後でお伺いしたいんですがね、日本語として意味がわからないですよ、これ。

○会長 いや、わからないように書いてあるんですけども、こういう場合は。こういう場合はね。

○学務課長 この時期になぜこの提案をしたかということでございますけども、こういった状況というのは、つまり利用者の状況を見てみますと、この状況は、昨今ではなくて、こうした利用の状況というのは、もう随分前から出ていたと。その意味では、確かに、既にその点について考慮すべきことだったということは、ある面、言えることではないかと思えます。

ただ一方で、先ほど研修のことで申し上げましたように、私どもとして、教職員の研修というのは、やはり教員にとって非常に重要なものでもあるという一方の認識がありまして、そこで、今持っている教職員の研修所を、例えば、今回のように廃止という形でいくのはなかなか判断がつかなかったというところがあると思います。研修の大事さと、それから、この研修の今の利用の実態等を鑑みて、そこでなかなか判断がつかなかったというところが私どもの実態じゃないかというふうに思っているところでございます。

○会長 どうぞ。

○委員 いや、研修の大事さというのは他の22区も同じなわけで、杉並区だけがここでやらなければいけない理由がわからないですね。その辺はいかがですか。

○統括指導主事 はい。もちろん研修の大切さは東京都どこでも同じでありますし、全国的に同じであるかと考えております。さきに副所長の方から答弁させていただきましたが、やはり杉並区はこれまでに教員のいわゆる研究という、研修の一つ、研究という部分に非常に力を入れておりました。そういったことで、いわゆる法的に定められた研修だけでなく、教員が自主的に研修を行っていく、そういった環境を整えていきたいという思いがあったのではないかと考えております。

○委員 今もそのお考えは変わらないということですか。

○済美教育センター副所長 やはり一つ、先ほども委員からのお話がありましたけれども、同僚性を醸成する研修というのが長い間続いていた事実があります。そして、それが杉並の特質ではありました。しかし今後はそうではなく、まず杉並区内での研修で充実をさせていきたいという方向で今進んでいるところが本当です。

例えば、平成19年度まで杉並の教育研究会で国語の研修がありましたけども、国語は毎

年同僚性を養うために20名ほどで行っていましたが、翌年これを廃止しまして、区内で2日間に分けて研修をしたら、250名の一般参加のあるような大きな研修に変わっていきましました。つまり、やり方を考えていけば、日頃なかなか参加できないそういうふうな教員も参加できるような形ができますので、教職員研修センターとしての機能というのは先ほど学務課長からお話ししたとおりでありまして、およそどの区も同じような考え方、つまり区の中でやり方を考えながら、より出づらい環境にある先生方も区の中でやっていくという方向にシフトしてきているというように理解しております。

○委員 いや、それはどこの区も同じです。どういうふうにしているかといったら、例えば、箱根のある旅館なんかは、東京都の研修をやるためにずっと継続的に来るお得意さんとして受け入れている。その旅館はいつも、東京都は職員研修に使い宿泊研修をやっているというので十分です。杉並区は、要するに持ち物として貸借対照表に載るような資産を持ってしまったから、にっちもさっちも行かなくなっているということではないですか。箱根何とか荘というところで毎年宿泊料を発生させると、宿泊施設側も継続的に自治体さんが使ってくれば、安定顧客だからすごく割引してやれる。そういう関係でやるのが普通の自治体の宿泊研修のやり方であって、別に施設を持つ必要はないので、杉並区の場合話が飛躍しているんです。重要だから、持っているんじゃなくて、持ってしまったから、後から理由をつけて重要だと言っているのではないですか。それをなかなかご説明ができないから、今どうやってそれを切り離そうかという話になっているんでしょうね。

○会長 まあ。

○教育委員会事務局次長 よろしいでしょうか。ご指摘のとおり、やっぱり施設に引っ張られたんだと私は思っています。ですから、これは木造のときから鉄筋にかわるときに、本当に改築ありきで、その当時、改築検討協議会というのが設けられたようですが、結果的にはこれは鉄筋に変わってしまったんですが、そのときにどういった議論があったのかというところ、やっぱりそういったところに戻るんだらうなというふうに思います。ただ、今の現況こういうふうに来ていますから、一旦どこかで、これはもう、切りをつけないと、このままずっと進むというのは良くないというふうに考えております。それでも、平成12年からずるずる引っ張ってきたというご指摘もございますが、基本的には、やはり建物が新しいと、これをすぐやめてしまうというところには、その当時からいっていなかったのかなという思いがございます。

ご指摘のように、なぜ区で独自にもう、最初のとときに持ったのかというお尋ねがござい

ました。ご指摘で、確かにこの施設を持つとして計画したのは東京オリンピックの前ですね。出来上がったのは40年ですが、工事をやったのはちょうどオリンピックの頃ですから、こういう施設が必要だというのはその前からだったと思います。そういう意味では、その当時のいろいろな考えが働いたのかなということだと思います。ただ、当時これを持つとしたときの記録がございませんので、私どもとしては何ともはっきり明確にお答えはできにくいことですが、一つには福利厚生というような意味合いもかなり強かったのかなというふうに思います。

○委員 すみません。今後どうしようかというときに、この文章がいまだに僕は理解できないんですね。要するに目的外利用でいこうという前に目的をやめてしまったら、目的外利用できないんじゃないですか。この文章がどうも理解できない。目的外利用を図るというんだけど、その目的をやめちゃうと言っているわけでしょ。それは、目的をやめたら、施設として都市計画制限にかかっているって利用できないと言っていて、意味がよくわからない。もう一回ご説明いただけませんか。

○学務課長 はい。すみません、つたない文章で申し訳ございません。

申し上げたかったことは、やはり今のそういった現状を踏まえれば、このままずっと研修所として続けていくことは妥当ではないと。そういう意味で、基本は廃止だと。ただ、廃止とって、今、先生おっしゃったように、一定の土地利用の制限もかかっているという現状もございます。また、その間、目的外利用として多くの区民の方にご利用いただいたという部分もございます。そういう面も含めて、今後その施設について、私ども教育委員会だけではなくて、いろんな区全体で見ていってどういう活用ができるのか、もしくは、その後、例えば、売却とかそういう選択肢はないのかと。そういう形で、今後の活用の見直しを図っていきたい。という意味を込めて書いた文章だったんですが、申し訳ありません、ちょっとつたなくて、お伝えできなくて申し訳ありません。

○会長 売却しかないと思うんですけど、どういうふうにして売却するかということを考えないといけないわけですね。ただ、旅館業法のところは、要するに旅館をやれば、これに引っ掛かるというわけですね。良好な住居の環境を害する恐れがあるというふうになるんでしょうね、多分。

○委員 ちょっと参考までに聞きたいんですけど、そこは企業の社員研修の場としては使えるんですか。社員研修のための施設としては。

○教育委員会事務局次長 それでは、私から。ここは第一種低層住居専用地域ですから、

基本的には住宅、ないしは住宅に附属する店舗、学校、幼稚園、そういったものしか建てられない地域です。ただ、本件、この建物が最初に建った昭和40年は、都市計画区域外でございましたので、用途制限がございませんでした。改築するときに初めてこの用途の制限がかかって、いわゆる東京都が特定行政庁で、許可をとったということです。ですから、昔からやっていたからいいじゃないかということではなくて、改めてこの研修所として専用の用途の許可をもらいました。用途の許可を得るときには、周辺の近隣同意が必要ですので、全部すべて訪ね歩いて、これはよろしいでしょうかということで、5回ほど説明会を持って、かなり強い意見も出された状況でございます。

それで、お尋ねの研修所ということですが、これは杉並区あてに研修所としての許可を得ましたので、仮にこの施設をどこかで売却して何かやるということであれば、新たにまた専用の許可が出てきます。例えば、これを共同住宅で使うと、長屋建てで使うということであれば、第一種低層住居に使用しますので、これは用途の許可は要りません。ですから、例えば、仮に取得した業者がこれは共同住宅で使うということであれば、普通の用途の制限にはかかりません。そういう点が、ちょっと難しいところがございます。

今、旅館をとということでございますが、確かに、これ、主たる用途は研修所として使っています。従たる用途がいわゆる宿泊、言ってみれば旅館ということですが、主たる用途がなくなった段階で旅館だけやるのは、これ、用途違反になってまいりますので、改めて許可をとり直さなきゃならないと。そのときに、近隣の方々がそれに同意されるかどうかというのはかなり難しい話かなというふうに思っています。ただ、できないことではないのかもしれませんが、今までのことと話が違うということは当然に出てくるかなというふうに思っております。

○会長 どうぞ。

○委員 もう一回、見直しの方向のところの文言ですけれども、先ほど区民利用の状況で、区民の利用があるからというお話だったかと思うんですけれども、区民の皆さんは施設があるから使っているだけであって、なければ他の施設を使えばいいのではないですか。区民の利用があるからというのがよくわからないんですけれども、その辺はいかがですか。

○学務課長 はい。私どもは、どういう意味かといいますと、この利用される方の利用の実態を把握させていただくと、まずリピーターの方が多いということと、それから、1泊が半分ぐらいなんですけど、2泊、3泊の方もいらっしゃるということがございました。そういう意味で、私どもの状況から、この施設はある意味好んでいただいております。

いるというようなところで、そういう方たちのことも考慮しながらという意味で、このような形で書かさせていただいたということでございます。

○委員 逆に、リピーターが多いということは、利用されている方が限られているということ。この施設以外に、2泊3日、2泊、3泊できる保養所的なものがないのかどうか。リピーターの方以外に毎年新しい方が使っているのであれば、また話は変わってくるかもしれないですけども、リピーターが多いということであれば、リピーターの方に他の施設をお知らせしていけば、区民利用の状況というのは考慮する必要はなくなるので、見直しを図れるのではないかと思います。

○学務課長 はい、わかりました。その辺については、おっしゃる点多々あると思いますので、先ほどはリピーターという意味を私どもはそういうふうに解釈したというところなので、先生おっしゃるように、そういう解釈じゃない解釈もできますよねということであれば、おっしゃるとおりかなというふうに思っています。

○会長 一番気になるのは、民間の委託業者の方との契約関係。これは毎年で、いつでも解除はできるわけですか、1年経てば。

○学務課長 契約上は1年単位とさせていただいています。

○会長 そうですか。そうすると、結局どこに買い取ってもらうかということだけですよ、話は。行き着くところは。

○委員 これ、経営的に見ると、稼働率70%でしょ。これ、もし研修所をやめて、目的外利用の区民利用だけにしたら、やっぱりかなり赤字が出るよ、これね。

○会長 今も赤字ですよ。

○委員 そうそう、もっと。だって、湯河原の杉菜なんて、あれは98%でね。それでも、そんなに儲けていないんだからね。でも、これ、70%ぐらいだったらね、物すごい赤字だよ。本当にやめた方がいいね。売った方が全くいいね、早い話が。それは区民利用は無理ですよ。物すごい赤字をまたどんどん抱え込むよ、年間5,000万ぐらいさ。そういう結果になると思うね。

○会長 どうぞ。

○委員 すみません、いいですか。先ほど一般の利用においてはリピーターの方なんかも多いというお話でしたけれども、区立学校の子どものいわゆる環境学習の場として、あのあたりは周辺環境も非常にいいですよ、秋川溪谷があつたりして、すごく。ですから、周りの環境を教育に生かしていくその際の拠点として使うという発想もあるかなと思

うんですけれども。そのあたりというのはどうなのでしょう、実態は。そもそも環境教育、環境学習の場としての活用実態というんでしょうか。

○学務課長 今、委員おっしゃるような、環境としては非常に、川あり山ありというところで、子どもたちの自然環境を学ぶという地点では非常にいいところだというふうに思っております。ただ、今、学校で、じゃあ、どういう形で環境学習みたいなのを、例えば、校外施設でやっているかといいますと、それは私どもの移動教室という形で、今ですと、山梨県の富士というのもございますので、そういったものとの間でどういうふうに位置づけるかというところはあるかなと。ただ、施設的な資源の有効性としては、確かに委員おっしゃるとおりだと思っております。

○委員 はい。それと、もう一点、その見直しの方向の文章のところなんですけど、宿泊研修施設としては廃止をするという、そういうお考えを打ち出していらっしゃるわけですが、やめるとしたら、いつからもうこれはやめるといことなんでしょうか。

○学務課長 先ほど申しましたように、廃止というの、つまり次のどのような活動をするのかということと関わってくることであると思っておりますので、そういう面で、実は「基本」という言葉を加えさせていただいています。やはり実際上は、一定の時間はちょっとかかってしまうのかなという思いです。

○教育委員会事務局次長 すみません。跡地の活用が決まらなければ廃止はしないのかということにつながるんですが、それは赤字をどんどん広げていくだけの話だろうと思いません。

昨年、ここで南伊豆健康学園の事業仕分けを出ささせていただきました。あれも跡地の活用をどういうふうにしたらいのかということで、平成12年に廃止の方針を出しながら、約10年間、施設は引っ張ってきたわけですね。だから、やっぱりそういったような轍を踏まないためには、一たん閉鎖してどうするかということも選択肢の中であると思っておりますので、跡地の活用、跡活用をしないまま、そのまま営業を続けていくということについてはやはり無理があるというふうに思っています。ですから、そう長く引っ張ることはできないだろうなというふうには思っております。

○会長 それでいいんだと思えますけどね。ですから、市あたりが買い取ってくれば一番いいんだらうという風には思っていましたけど。これはあまりこれ以上議論してもしょうがないような気がするんですけれども、早目に、少なくとも用途廃止をして、この業者との関係で円満に委託を終了するという事しかないとは思いますが。

他の委員の方、何か追加であれば。

〇〇委員。

〇委員 いや、ないですが。「基本とし」は一応理解しているんですが、そのあとに「目的外利用」というと、まだ目的があるという文章なので。目的外利用というのは、廃止したら、もう目的外利用はないんじゃないですかね。ですから、その文章はいまだに、「基本とし」といいながら廃止しないんじゃないのかというふうに読めるのは、目的外利用を何か残しておきたいというふうな意味で僕は受け止めたものですから。今みたいにはっきりおっしゃるならば、「廃止を基本とする」というように文章を一旦そこで切って、次の下は、目的外利用とかいうんじゃないくて、区民利用の状況を勘案しながらとか、何かそうしませんとね。一つの文章の中に入っていると、ずっと後まで廃止しないような文章になっているんですよ。それをもし最後の結論にするのでは、やっぱり今のような疑問が残ると思います。一旦切らないと。とにかく廃止はするというなら、するで、もう意思決定するようにしないとイケないと思いますよ。

〇教育委員会事務局次長 ご指摘、十分理解できるところでございます。少々未練がましい文章をここに書いておるわけですが、担当課長の思いというところもあるので。

ただ、跡地の活用は、手前ども教育委員会ではできません。基本的には、この施設は区長部局へお返しした後、その後どうするかというのは、決定はそちらの方に委ねられるものでございますので、教育委員会としてはそのところがあいまいにしか書けなかったというところがございます。そういったことで誤解を招きやすいところがございますので、それは改めて整理はしたいというふうには思っております。今ご指摘のとおり、主たる用途が廃止されたら、従たる用途はなくなるんです。

〇会長 いずれにしても、これも教職員、「職員」が抜けているね、細かいことを言えば。「教職員の宿泊研修施設としては廃止する」ということですね。

ただ、これはこれでいいと思うんですけど、廃止に至るまでのプロセスで、どうやって少しでも持ち出し分を少なくする方策なり、あるいは有効活用をやっていくかということも同時に考えないとイケないと思うんですね。だから、そこでもし何かお知恵があれば、若干時間がありますので、委員の方でいい知恵があればおっしゃっていただければと。

〇委員 廃止するまでは、現状のまま目的外利用をするしかないでしょうね。それが一番効率的ですよ。効率的というのかね。廃止するまでですよ。本当になくなるまでね。廃止して何も目的外利用をしなかったら、もっと損が増えるからね。廃止するまでは今の現

状態でいいんじゃないの。基本的には廃止だよ。廃止するまでは今の利用でいいんじゃないのと、僕は思いますよ。

○会長 稼働率をもうちょっと上げるといぐらいのもんですね、せいぜい。

○委員 そうそう。

○会長 どうぞ。

○委員 すみません。この施設自体どうしていくのかということを考える際には、明日の仕分けのテーマになっています「民営化宿泊施設」、その全体の中でやっぱり考えていけないといけないのかなというふうに思います。

また、単に平常時の、平時の宿泊施設としての活用のみならず、やっぱり今回の3.11のような災害時に住宅を緊急に必要とする人たちに対して、まず、とりあえずそこに移っていただくような、そういう施設としても、ある程度はやはり区として確保しておく必要はあると思うんですね。だから、そういった災害時対応と平時の宿泊施設全体の中での当該施設の位置づけというものをやっぱり検討していかないといけないのではないかというふうに思いますので、ちょっと、この施設だけで、単体でどうという話にはならないのではないかというふうに思います。

○会長 リスク対応的な問題はあると思いますが、ただ、教職員の宿泊研修施設としては廃止。これはよろしいですね。

○委員 それはいいです。建物の今後の活用をどうしていくかということをおっしゃいましたので、それはこの単体で議論する話ではないんじゃないでしょうかということです。

○会長 ほかに。○○委員、何かありますか。

○委員 目的外利用といいますか、これを利用していく、利用率を上げるといったところと反するかもしれないですけども。先ほどリピーターが多いというお話でしたが、公平性の観点からの受益者負担について、受益者負担を増やせば利用率が減る場合もありますが、このままの金額でリピーターの方たちだけが使っていていいのかという観点もありますので、その辺りももう一度検討されたらよいのではないのでしょうか。

もしこの施設を本当に使ってほしいということであれば、もっとPRしていかないと。今は、知っている方だけが使える状況にあるような気がするんですね。ですので、もし区民利用の状況を勘案してもっと使ってほしいということであれば、それなりの対応が別途必要になってくるのだろうと思います。

○委員 それから、廃止にするまでは、もし区民の利用を認めるとすると、大人4,400円

でしょ、これ、安過ぎるわ。これを7,000円か8,000円にしたって、僕はいいと思うんだけどね。客は減るけど、かえって高い分の方が、減る分よりも多くなると思うよ。7,000円、8,000円だと、経営的に見て。ちょっと異常に安いよね、4,400円。これじゃ、知っている人は来るよ、リピーターで。これは上げてもいいよ。それは上げると減るかもしれんけど、それは値上がり分の方が絶対勝つよ。勝つというかさ、儲けるよ。

○会長 まあ、そういうこともあるかもしれませんね。

そのほか、ご意見、よろしいですか。

（ なし ）

○会長 じゃあ、これはかなり原課の方も廃止という方向を打ち出しておられましたし、我々としても、これは教職員の宿泊研修施設としては廃止というのでいいのではないかと思います。

事業の改善につきましては、ですから、結果的に廃止に至るまでの区の持ち出しを少なくすること、あるいは有効活用に向けて努力していただくということになるかと思えます。その際、もし可能であれば、そういう環境学習等の方策もあるかと思えます。

ですから、教職員の研修所維持運営としての議題としてはこういう結果になりますが、先ほど〇〇委員がお話しになりましたような側面につきましては、明日行います民営化の宿泊施設等とあわせて、また議論をしたいというふうに考えております。

何か原課の方で、ここをもう少し補足して説明したいという点がございましたら。

○教育委員会事務局次長 いえ、特にございません。

○会長 よろしいですか。

それでは、予定より少し早いんですが、これはもう、結論はそれ以上出ないと思いますので、一度見せていただくとよかったのかもしれませんが見ておりませんので、これで教職員研修所の評価は終わりにしたいと思います。

どうもお疲れさまでございました。

○教育委員会事務局次長 どうもありがとうございました。

○会長 本日の評価で、会場におられる方について誤解があるといけないので、もう一度、評価結果について申し上げておきたいと思いますが。

高齢者住宅につきましては現状維持ですね。それで、事業の改善方策については実施方法の見直しを行うということです。

それで、太陽光発電機器等設置助成については現状維持。それで、事業内容の見直し変

更を行うということですね。

それで、すぎなみ環境情報館についても現状維持で、これは実施方法の見直し変更ですね。

それで、教職員研修所につきましては、もうこれは明確に教職員の研修所施設の機能としては廃止ということで、事業の改善につきましては、今申し上げましたとおり、廃止までの過程における有効活用並びに経費節減に努めるということですね。経費節減というのは、区としての歳出削減に努めるということになるかと思えます。

以上が今日の評価結果のまとめになるかと思いますが、各委員から特に補足等がございましたらお願いしたいと思います。よろしいですか。

（ なし ）

○会長 はい。

それでは、本日の外部評価委員会はこれで終わりにしたいと思います。どうもお疲れさまでございました。